

監獄協會雜誌

第 三 號
第 三 卷

中華民國二十六年一月二十日發行
（本會為便利讀者起見，特將本會地址遷至上海南京路四二二號，自一月二十日起，凡向本會定閱者，請寄上海南京路四二二號，此佈）

論說(看守の被服を純然たる貸與品と爲すの議)	典獄 有馬四郎助	(一)
講演(英國に於ける幼年監獄(承前))	大審院判事 磯谷幸次郎	(五)
資料(監獄制度と假出獄)	湖 乾 生 譯	(三)
譚叢(處務片言(其二))	典獄 有馬四郎助	(二)
統計(大正六年一月中入出監竝月末在監人員表外三表)	典獄 有馬四郎助	(三)
寄書	典獄 有馬四郎助	(三)
少年受刑者身神狀態調査(承前)	藤本慶太郎	(四)
犯罪の原因及び豫防(承前)	澤田順次郎	(四七)
行刑の裏に	渡邊圓流	(六三)
犯罪と迷信(承前)	鈴木勇譯	(六五)
春宵獨語	霜 翰	(六九)
才子奇人と中間者	米國囚徒家族扶法案	(七二)
犯罪及び監獄	盜癖ある兒童の學校	(七三)
女性犯罪者と感化力に就て	櫻井革聲	(七五)
囚徒免業日、法人登記の件其他	叙任 茶話會 贈與金	(七六)
監獄官練習所開所式	公文	(七六)

監獄協會雜誌第叁拾卷第叁號

看守の被服を純然たる貸與品と爲すの議

典獄 有馬四郎助

昨秋の典獄會議に當局は、看守被服の保存期限に關し、延長の件を諮詢せらる、之に對する各典獄の意見は、只た期限の長短に多少の差こそあれ、延長其の事に就ては何れも皆之を可とせざるなく、一人の異議者なかりしと云ふに至つては、洵に然もあるべき事と謂ふべし、則ち從來の經驗に徴すれば、一定の保存期限を過くるも尙ほ優に、之が着用を繼續し得るの實況なるは、顯著なる所にして何人も決して否む能はざる事實なれば也。

惟ふに目下の監獄制度中改正の必要あるもの、一二にして足らざるべしと雖と

も就中本問題の如きは、蓋し其の尤も急なるものの一たらずんばあらず、今や世界は戰禍の裡に在り、我が國亦大に備ふべきの秋に際し、努めて庶政を釐革し、財政を整理し、以て無用を轉して有用に充つるが如き、極めて是れ緊急の時務に屬し、一日も緩ふすべきに非ず、此の場合に當りて我が監獄事業が如何に國家の要務なりとは云へ、獨り經費を増して事務の皇張を畫するが如きは、數に於て素より許されざる所也。

然れば這般の改正案の如き、亦た止むを得ざるに出たるべしと雖ども、而かも費を節し用を足すの道に於て、頗る其の宜きを得たるものなれば、吾人は寧ろ當局者が時務を見るの甚た敏にして、且つ之に處するの巧みなるに、服せずんばあらざる也、然りと雖ども隴を得て蜀を望むは、之れ又吾人今日の衷情にして、吾人は即ち更に進んで寧ろ此の際彼の無意味なる期間貸與制を廢し、而して純然たる無期貸與の制に改められんことを、當局者に切望せずして止む能はざる也、元來此の制度は理論より見るも、將又實際の利害より考ふるも、之を期限制度と爲すの理由何くにあるか、虛心平氣に之を考ふる時、何人か無期使用の制と爲すの外、他に適當の方法

と理由とを發見する者かあらん、現に帽章帶劍等の如き官品は、使用に堪へ得る限りは貸與せられ、而して其の全く用を爲さざるに至りて、始めて返納せしめ、以て他に又處分の途を講ずるに非ずや、何を以て被服の如き獨り之と其の制を異にすべきや、不可解至極と謂ふの外なく、吾人は斯かる無意味なる制度の猶ほ今日まで存在を全ふせしすら不思議なりと思ふ者也。

陸軍に於ける兵卒の被服は、悉く之れ貸與品なるは云ふ迄もなく、而して其の新古轉用の法の如きも善く整頓して、或は式場服あり外出服あり、或は又た増列作業其の他種々の服裝ありて、一人當の貸與品殆んど七八組にも及ぶと、之が爲めに總て保存の法も行届き、從て經濟上は勿論、衛生整頓等の規律毫も紊亂せず殆んど理想に近きものがあるが如し、今我が監獄にして若し果して之に倣ひ、純然たる貸與品の制度を適用し、能く之を整理するを得ば、如何に規律其の他の取締に好都合なるべき、他事は差置き單に經費利用の一點よりするも、若し吾人の當座勘定(根據なきに非ず)にして大過なきを得ば、約拾萬圓の金は確かに現今の被服帶具費中より捻出して毎年他の有要なる費途に向つて、之を轉用し得るの見込也、豈に大ならずとせんや、

若し夫れ本案の議を決し、而して之を實際に按排應用して、其の遺算なきを得るには、當局必す其の人あり、吾人は其の聰明なる頭腦と卓越なる伎倆に由りて、優に豫期の成功を收め得べきを信して疑はざる也。

吾人は則ち此の信賴と確信とを以て今茲に此の議を建つ、寛宏にして道を求むるに上下を撰はざる當局者は、必す此の言議に耳を傾け、徒らに言者の輕きを以て其の眞理を斥けざるを知る、妄言多罪。

講

演

英國に於ける幼年監獄(承第三十卷第二號)

大審院判事 磯谷幸次郎君

それから此學校で最も感じましたのは病室のことで、段々案内を受けて病室に入つて見ますと、能く行届いたもので、壁には石版の畫が掲げてあり、正面の所には綺麗な花が挿してある。校長が言ふには、看護婦といふものは私の所では一人も置かぬ、私共夫婦でやつて居る、晝間は主人がやり、夜間は妻が看護すると言ふて居りました、是等は生徒の感化の爲め、生徒の心情の上に大なる影響を及ぼすことであらうと思ふのであります、此寢食を俱にするといふことは總て教育の上に良いことは申すまでもありませんが、私が英吉利に行つて中學とか大學の段々實況を見ますのに、丁度日本の御維新前の家塾と同じことで、オクスフォード大學或はケンブリッヂ大學、是等是一个家塾である。さうして教員はどうかといふと、學校の構内に大概住つて居る。それから三度の食事は矢張り生徒と食堂

演

講

(五)

で一緒にやる。朝の祈禱も夕方の方の祈禱も一緒にやる。午飯を終ると共に運動服になつて運動をやる。さうして夜分食事が終わると音楽會に集る、討論會をやる、演說會をやる、詰り朝から夜まで學校の生徒と教員は同じことをして居る。それだから子弟の關係といふものが非常に親しい。さうして教師は個人的に生徒の品性を知つて居る。それが獨逸の方はまるで反對であります、學生は概ね下宿屋から通つて居りますから校長、教員が學生の名前を知らぬことは珍しくないであります。英吉利のやり方は丁度日本の昔の家塾主義であります。それでケンブリッヂやオクスフォード大學の中には分科大學があります、之をコーレーヂと云つて居る。其コーレーヂに五十人或は百人と纏つた寄宿舎がある。各コーレーヂに教頭もあり教員もあつて孰も學生と寢食を共にして居る。さういふものゝズツと集つたものをケンブリッヂ大學或はオクスフォード大學と云つて居りますので。日本の分科大學とはまるで違ふ。矢張り産業學校もそれと同じこと、或はヨリ以上で、全く教員と生徒といふものは寢食を共にし、苦樂を共にして居るのであります。

これから體操場の方に案内をして呉れましたが、其一隅に在る建物の中には小銃が置いてあつて、大きい子供には大きい鐵砲を持たせ、又中年の者には軽いものを持たせる、極く小さい者には木銃を與ふるといふことにしてあります、又其處には木馬があつて盛に運動をやつて居ります。それから

體操を見せるといふので案内を受けて外に出ますと、それが所謂體操場で。アスファルトが一面に敷いてありまして、大勢の生徒がスケートといふものをやつて居りましたが、暫くすると二十人ばかりの少年音楽隊が非常に綺麗な着物を着て出て、運動場の向ふの方に一列に並びました。さうすると引きつゞき續々生徒が出て来る。棍棒を左右の手に持ちまして、大凡五六十人位運動場の正面の所に並び、其中に音楽を始める、其音楽に連れて棍棒を持つて體操をする有様は寔に可愛いものであります。音楽に連れて體操をするといふことは寔に一種の感じを起します。又續いて他の一隊の生徒が出て来る、此れは皆小銃を持ち、五六十人の生徒が順序よく並び、同じく音楽に合して小銃を揮つて運動をする。寔に可愛らしい美事なものであります。私も其時非常に感じた、是まで時々音楽を聴くことかありますけれども、音楽を聴いて左程感じたことはいないのですが、此時は眞に感じた。恐くは此體操場に集つて居る生徒かあの優美な音楽に連れて體操をして居る間は無論一點の不正の考はあるまい、眞に清淨無垢の考を持つて居るものであらう、實に可憐なものである、實に英吉利は數百萬の金を出して此等の産業學校、感化學校を設けて居る、又それに關係致しまする校長以下の役員といふものは皆相當の地位を持つて居る者でありますが、自分の名譽も自分の利益も總て捨てまして、殆ど献身的に是等の爲めに盡力して居るといふことを考へますと、實に感慨無量で、此音楽隊といふものが生徒

に與へます所の效果といふものは誠に著しいことであると考へます。

それから段々廻りまして事務室に参りました。此學校の卒業生が立身をして今相當の地位に在る人の寫眞がズット掲げてある。又亞非利加の戦争に出ました此學校の出身者の死傷した姓名の額も掲げてあります。それから各生徒の中で二三十名ばかり品行方正で業務に勵精する者の名前を掲げてある。是は毎年獎勵の爲めにやりますので従つて年々變るのであります。卒業の時は特別の洋服を貰ふといふのは其連中が貰ふことになつて居る。それから此生徒が退學しますときは無論さうであります。私が念を推して聞きましたが、此卒業生が出る時分に全部あなたの方で職業を與ふことが出来ましかといふと、一人も漏さず與ふことが出来るといふことであります。是はルイシヤムばかりでなく、外の職業學校も感化學校も同じことであります。さうして外に出て悪い事をすれば裁判所から一々通知して来る。お前の學校の生徒が斯く／＼の犯罪をしたと言つて来る。そうすると校長は早速裁判所に参りまして法廷に出て、其生徒を引連れて學校へ入れ再び感化を與ふる。併ながら其場合に若し規定の十二歳以上でありますならば感化學校の方に廻しますか、十二歳以下であるならば自分の手許に於て再び教育を施すといふことで、學校に餘程責任を持たしてあります。

先づ實業學校は大體さういふ風ですが、そこで私は別れます時に校長に挨拶しました。三時間以上

も食事もせずに頻りに案内して呉れましたので、充分に禮を言ふて、殊に自分は大變良い經驗と利益を得たが、最も感じたことは音樂の體操である。あれは子供の趣味にも適するし、子供の頭を導かれるに大變有效であらう自分は音樂を聴いて今日は感した事は無いと云ひました、所が校長はハラ／＼と涙を流して、能く見て呉れたといつて感謝をして呉れました、其部屋に六十以上の評議員長が居りましたが、此評議員といふものは其地方での有力者がやつて居ります。評議員團といふものは此學校の世話を焼き、監督をして居るのであります。丁度、好い鹽梅に評議員長が居りましたから禮を申しました所が、此人も涙を垂らして喜ばれたのであります。それ等を見ましても是等の人々は眞に其事業に自分の精神を投じて、他に何等の慾望もなく、利益もなく、己の天職として終身やつて居る所の志といふものは眞に敬服に堪へぬことであります。

それから此學校の玄關を出ますと前に廣い庭があります。十二三の子供二人がロールを引張つて道を直して居る。私が歸る時には皆鄭寧に立止つて「左様なら／＼」といつて挨拶をする。又丁度今一人門の所に居りましたが、それが態々門を明けて是れ亦鄭寧に挨拶をする。誠に行儀作法が良い。そこで私は産業學校を見て熟々思ひましたのは、成程世の中が一種の幼年監獄である所の出身者を厭やがらないのみならず、各會社、工場に於て青年監獄の出身者を歡迎するのは尤もである。彼等の生活

はどうかと云ひますと、先程申します通り家庭といふものは殆どなく、實に放浪生活をやつて來たもので、教育といふものも無ければ愛情といふものも無い、さうして僻み根性を持つて居る。貧者の子弟は何れも皆夫れである。さういふ貧民の子弟が此の温き家庭と同じ學校の薰陶を受ける、而かも三年乃至五年の間十二三歳前後の者が充分に訓育せられたならば、とても下等社會の子供ごこの話でなくして、英國の中流位の家庭の子供と同一やうになるのは當然であります。英國の社會が是等の學校の生徒を歓迎することは尤もなことであるといふことを熱々感じたことであります。

それから次は感化學校の御話であります、感化學校は唯十二歳以上十六歳といふ者を收容すること、それから内部の設備其他にさう違ひはありませぬから、是は略して置きます。唯補いふ丈けの違ひで、別段に内部の設備其他にさう違ひはありませぬから、是は略して置きます。唯補助金として政府や地方の公共團體がどれほど出して居るかといふことを、ちよつと一言申上げて置かうと思ふのであります。此ルイシヤムの産業學校では生徒一人に一週間十志(日本の約五圓)即ち月に約二十二三圓位の補助を貰つて居る。是は全部政府からではありません。其中二志三志又は四志位政府が出し、残りを公共團體即ち市町村から出します。其割合は一定して居りませぬが、兎に角一人前一箇月に二十二三圓といふものは政府及び地方の市町村から支給することになつて居ります。尤も英吉利での二十二三圓は日本で言ひましたらば先づ七八圓位に當りませうか、そこで千九百十二年

の末に英國では(愛蘭を除く)感化學校の數四十四、産業學校が百七十七、一箇年の經費は約六百六十六十五萬圓を支出して居る。随分多くの金を使つて居る。それに對して國庫で補助をして居る金は二百八十二萬圓、地方市町村から補助して居る金が二百六十四萬圓、それから生徒の両親が負擔して居るのがあります。それは或は両親が相當の財産のある人なのは實費を取つて居る。それが二十萬圓、各有志者の寄附及び遺贈が三十五萬圓、合計六百六十五萬圓、是は千九百十二年の統計であります、私の立ちまする千九百十四年の國庫補助金の豫算を見ますと三百四十三萬圓、に増して居ります而して英國の監獄費の其年の豫算が八百五十萬圓、此八百五十萬圓の監獄費に比較して三百四十萬圓以上の金を此等の學校に補助して居るといふのは、如何に政府が不良少年の感化に付て盡力して居るといふことの一斑が分るだらうと思ひます。

尙ほちよつと産業學校の所で言ひ漏しましたが、事務室の方に段々廻つて行きますと、細い籐の鞭の二三尺位のものがありますので、是は何かといふと、校長が生徒を打つものである、所が籐のことですから一向痛くない、所が若し頑冥不靈で言ふことを聴かぬ者はバチといふ楓の木の鞭があつて、仕方がなければ是で打つ、さうして萬已むを得ずして打つならば、一々帳面に何月何日斯くくの理由で何年生何某を打つたといふことを校長が書きまして、例の評議員長の檢閲に供へなければならぬ、

そこで其帳面を見ますと、私の行きましたのは三月の中旬ですが、三人か四人丈け鞭れたことが書いてありました。兎に角百五十人の生徒で二月位の間に三人か四人ですから極く少数であります。もう一つ倫敦で見ました他の産業學校の校長の話に、鞭といふものは禁物である。此不良少年といふものは精神が僻んで居るから、世の中では自分を窘めるもの、苦めるものであると思つて居る。そこに持つて行つて撻つといふことは彼等を自暴自棄に陥らしめ、反動を起らすことになる。それで私の方では決して鞭つたことはない、所が自分は十數年の間此學校で今以てやつて居るが、曾て有名な悪い少年で幾ら自分が言つても言ふことを聴かぬ。それで覺へす自分は鞭を舉げた、所がイヤ／＼打つてはならぬと思つて、其生徒に向ひ「實はお前が餘りひどいから今打たうと思つたが、能く考へて見ると私の方が悪い、是れ程思つて居る精神がお前に貫徹せぬのは詰り私が悪い、是非お前の心を一つ入換へて呉れ、私は此鞭を納める」といつて納めました。所が流石頑冥不靈の子供も其時聲を放つて泣きました、是が動機となつて其後見る／＼性質が温順になりました、其學校で一定の期間を経て立派な人になつたといふ話がありました、如何にもさうであらうと思ふ。大人に對してもさうであります。うが、殊に不良少年を鞭を以て感化するといふことは絶対に良くないことであらうと考へる、そこで妙な話ですが、英國に参りまして意外に感じますのは馬の柔順なことでもあります。倫敦あたりに随

分大きな馬がありますか、乗馬して居る者が人を訪問する時に馬より下りると、日本あたりでは手綱を何かに結へ附けて置かなければ逃げるが、向ふでは手綱を馬の背上に置いたざりで放してをいてもデットして居る。又馬車の如きも何か用事の爲めに馬を放して置いてもチャントおとなしくして居る。私の横濱に居る時に動物虐待防止會で話を聞いたことがありましたが、どうも日本の馬は荒つばいといふことでありましたが、是は日本の馬に限つて荒つばい譯はあるまいと思ふ。伯樂など馬を扱つて居る者を見ますと随分ひどい、坂を登る時に後ろから打つたりなぐつたりして居る、兎に角威力を以て馬を押へやうとして居る。如何に動物と雖も誠心を以て扱つたならば懐くものに相違ない。然るに唯鞭を以てやる、従つて極く善良であるべき馬が日本に於ては一種の悪性を具へるやうになるといふことは、之を御する方法を誤つて居るのである。子供に於てもさうであります、殊にまだ腦髓の軟かい少年に於てはさういふ譯であらうと考へます。故に精神的に其者を感化することが餘程必要であらうと考へるのであります。

それから感化學校のことは除きまして、是は直接幼年監獄には關係ありませぬが、普通の監獄を見ましたことを御參考に御話して置きたいと思ふのでありますが、五十六の地方監獄、其中で私は二つばかり見たのでありますが、其中の一つが丁度先年日英博覽會を倫敦でやりました、あの博覽會場の

前の所にオームウッド、スクラップス、ブリズンといふ、是は英吉利の地方監獄の中で一番大きいもので、男ばかり收容して居りますが、部屋は千四百十九箇あります、御承知の通り英吉利などの監獄は絶対に獨房主義で、二人以上一緒に這入つて居る所は全くありません。それだから千四百十九名を收容することになつて居りますが、先づ普通は千四百人であります。其處に這入つて見ますと、先づ第一に猶太教の教會堂が設けてありまして、四五十人位這入れるものであります。其時に猶太人が三十名ばかり這入つて居りました。囚徒は毎週二回宛猶太教の會堂に來て禮拜を致します。其次に参りますと舊教の教會堂、是は可なり大きい三百人位這入れる教會堂で、其先に参りますとチャーチ、オブ、イングランド即ち英國教會の禮拜堂で、是には約千人位這入れます。正面の壁の所に大きな太いパイプ、オルガンが備へてあります。それは高さ一間から一間半ばかりある。此間キツチナー元帥の葬式をしたセント、ポール寺、あすこのパイプオルガンなどは非常に大きくて三間以上もあります。がさういふ樂器も矢張り監獄の教誨堂に備へ附けてありまして、是で毎日禮拜を致します。又時には説教もあります。それから段々工場を廻つて見ますと、此工場等の様子は先刻御話した實業學校等と一向違ひがありません。何れも工場にはストーブがあるか、或は蒸氣が引いてありますので大變暗い。是は實業學校でも感化學校でも、監房はどうかといふと皆スチームを引いてあるか。左もなければ空氣を

暖めまして管で各監房に供給するやうにして居ります、それでありましてから部屋が大變暖かい。殊に廊下まで其スチームが通つて居ります。それから監房は廣さが四疊半位で、監房と廊下の間に一尺四方位の壁が切つてありまして、其處に電氣燈が點いて居る。さうして其下に一尺八寸位の小さい机を備へてありまして、そこで手紙を書き、書物を読むことにして居ります。それから監房にベルがありますので、それを押すといふと直ぐに係官の部屋のベルが鳴る、それで廊下に出て見ればベルが鳴ると同時に札が上りまして、何番といふことがすぐに分る。それから監房内に這入つて見ましたが、大變明るい、窓が高くして大變大きい、それから壁を見ますと、監獄則の中では非囚徒の心掛けなければならぬ規則であるとか、或は冤囚保護のことなどが書いてあります。愈々刑期満了で出る場合には、自分のことで相談したければ何時でも許す、それに付て教誨師又は典獄に面會したければ何時でも申出よといふことが各部屋にはり出してあります。又寢臺は敷布が二枚ありまして、其上に毛布が三枚あつて尙其上に非常に厚い蒲團が載つて居るから随分暖かい。それから外の監獄もさうですが、着物は皆カーキ色のものを着て居る。肌着は莫大小か毛織で、是は本人が働くのに毛織は厭やだといふ者があるから、本人の望みに依つて供給して居る。兎に角洋服はカーキ色で皆毛でありますから立派なもので、露國の兵營を見たといふ人の話によれば、英國の監獄といふものは露西亞の兵營以上であ

るといふことを言つて居りましたが、非常に行き届いたものであります。其囚徒の服は遺憾ながら日本兵隊の服よりは遙に立派なものであります、帽子は皆スコッチ帽を冠つて居る、そこで地方監獄の役員はどういふ人であるかと聞いて見ますと、今申しました地方監獄の役員は、典獄が一人、典獄の代理が一人、醫師が二人、教誨師が二人尙舊教の教誨師が二人、猶太教の教誨師が一人、看守部長が二人、看守長が十二人、看守が百四十人、丁度百六十二名、是丈けで以て千三四百人の囚徒を支配することになつて居ります。此典獄、典獄代理は勿論であります、教誨師の如きも全部構内に官舎を設けられてありまして、何處の監獄に参りましても皆教誨師は其構内に住つて居ります。

それから英國に重罪監といふものが五つありますが、其中の一つを見に参りました。是は南英蘭のポートランドといふ所で、倫敦から百五十哩位の所にあります。重罪監は餘程恐ろしい構造であらうかと考へて居りました所が、實に案外であつた。成程罪監でありますから周りの塀は随分高い、門も嚴めしい、さうして周りには小銃を携へて居る所の番兵が彼方此方に立つて警固して居ります。所が内に這入つて見ると意外千萬で、今御話した地方監獄と大同小異で、殊にポートランドの重罪監獄の内部は總てが白色を使つて居る、監房も白い、廊下も白い、誠に清潔であり、大變明るい、寧ろ意外に感じたことであります。そこで私は向ふに行つて重罪監を見、地方監獄並に青年監獄等を見まして

甚だ不思議に堪えなかつたことは、何處に行つて見ても立派で、食物も決して不味くない、パンなどを食べて見ましたが、なか／＼日本あたりのパンよりも旨い、矢張り三時になりますとコ、ア或は咖啡とかいふものを飲まして呉れる、それは下等社會の生活から見るとまるで雲泥の相違である。そこで私は典獄に大變設備が立派であるが、斯う立派にされたならば寧ろ監獄に來ることを希望しはしないかと聞いて見ましたが、それは決してない、何しろ朝起きてから寝るまでの間規則づくめ、三度の食事は勿論、總てが一定の規律に依つて居る。兎に角嚴重の規律の下に三年なり四年なり一定の拘束を受けなければならぬといふことは非常な苦痛で、元來英國の監獄は食物を不味くし、努力を重くして囚徒に苦痛を與ふるといふことを目的とはしない。詰り先刻から申します品性を陶冶し、精神を直して、相當の教育を與へ、又世の中に出て職業にまご附かないやうな途を與へて、他日立派なる國民を造るといふのが寧ろ監獄の目的である。其爲めには相當な衣食を與へなければならぬので、之が爲めに監獄に這入りたいと希望する者はないといふことを言ひましたが、これでも未だ充分私の臍に落ちぬ、然らば養育院の設備は監獄と比較してどんなものであらうかといふことを考へ附きましたので英國を立つ前に倫敦の二三の養育院を見ました所が、成程是は又一層立派なもので、殊に其中でも倫敦のツーチングホームといふ養育院などは實に勿體ないやうなもので、院生の休憩所などは真中に

テーブルがあつて、其處に新聞も雜誌もある。周りには石版書も掲げてある。勿論暖かなストーブの備もある。六十歳以上の老人の爲めには又別に特別の休憩室が設けてある。是は又非常に立派なもので、若し絨段でも敷いてありましたならば大概の役所の應接間よりも立派なものである。そこで私は同じ問題を出して、是では世の中の下等社會の者が、汲々として働くのは馬鹿氣で仕舞ひ。ドシ／＼這入つて来るような事はないかといふと、決してさうでない、餘程強制して此處に置いてある。現に此養育院では一週間に二度散歩を許して居る。それでも不都合だなど言つて小言がある位で、自由を拘束されるのを非常に厭がるので、決してさういふ心配はないといふことであつた。養育院でも此位であるなら、監獄が前言つたやうなものであるのは必ずしも不思議はない。して見ると一體英國人の下等社會は皆生活状態が良いのか知らぬ。養育院然り、監獄然りといふと、一體貧民の生活状態はどんなものであらうといふ好奇心も起りましたので、倫敦のイーストエンドといふ所の有名な貧民窟を視察しました、是は倫敦の人でも獨りでは危ないといふ所でありましたので、警察官に平服で案内をして貰つて廻りましたが其貧民窟に行つて見るととても贅澤どころでない、非常に慘憺たるもので、先づ此世からなる餓鬼道で、往來とても私共が手を擴げますと殆ど兩側に手が届く位、今日文明開化の世の中であるに拘はらず電氣燈一つ點つて居らぬ。ぼんやりした瓦斯燈が部屋に微かに見えて

居るのはまだ上等で、多くは蠟燭を使つて居る。一室が六七疊から十疊位の廣さで、其處に親も兄弟も皆一緒にごろ／＼して居る。そんな所は東京の下谷に行つても本所に行つてもあるまいと思ひます、成程倫敦は世界第一の富みたる都であつて又世界第一の貧乏な所である。然るにさういふ者がなせ喜んで養育院に這入らぬかといふと、又それはそれで自由な境遇を持つて居る。それ等には一定の職業はない、或は何處かの工場に這入つて居るとか、會社に居るとかいふ者でなくして、矢張り時々の賃仕事でやつて居る。倫敦に澤山船舶が這入ると、其荷物の揚げ卸しをやるとか、運搬をするとかして一時間に幾らといふ金を取る。多い時には月に五六十圓位取るとは幾らもある、さうするとさういふ者は直ぐバーに行つて飲む。私も又其等の出入する酒場に行つて見ましたがなか／＼立派である。石版書もある。花も飾つてある。さうして如何はしい女が頻りに遊び戯れて居る。其處に混つて晝夜遊ぶのを以て殆ど唯一の樂みにして居る。さういふ風な放埒な生活をして居る者が養育院に這入つて、如何に設備が充分であつても喜ばないといふことになる。それは此貧民窟を見れば尤もなことである。と考へたのであります。しかし是等の設備は國の生活状態に依りますので、我邦に於て外國の監獄の如き、養育院の如きものを用ふるのは無論良くありますまいが、是と同時に囚徒は寧ろ憐むべき者である。之に苦痛を與へるのは其目的でない。一方から言へば青年監獄は一種の感化院である。一種の

學校である、又一面から言へば一種の授産場である。斯くして從來の性癖を矯めて、精神上、身體上充分改善を加へて、社會有用の人物にするといふことを以て今日の文明國の監獄制度の骨子として居ることは寔に參考とすべき點だらうと考へます。

是といつて纏つた御話でありませす、殊に風邪を引いて居りまして餘程御聞苦しいことでありましてあらうと思ひますが、是で御免を蒙ります。



資料

資 料

監獄制度と假出獄

カザリン、ビー、デヴネス

此所に假出獄といふは米國の所謂暫約釋放 (Parole) を指し、かの不定期宣告の末期に於ける出獄期間をいふ、英國の條件附釋放 (Conditional Release) 又は我國の假出獄とは微細の手續に於て異なる所ありと雖も、其性質を同ふす、故に之を假出獄と稱するに妨げなし、又デヴネス女史は曾て紐育女子感化獄の典獄たりしが目下同市假出獄委員長たり、米國有数の監獄學者として名聲高し、一昨年同國の監獄大會に演説せし一部を譯出すること左の如し(潮乾生)

監獄の處遇と假出獄とは共に反社會的人物を教養して適法自營の良民たらしめんが爲に採用する方法なり。而して假出獄期間は犯罪者が社會的人物に進展するに尤も重要な時期たることは一般の認むる所なるが、妾の見解に由れば監獄生活と之に次ぐ假出獄期とは有機的聯絡なかるべからず。蓋し社會的人物とは自己の生存する團體に自己を適應せしむる者たるべきは明かにして、犯罪は反社會行為なり、故に反社會的人物を社會的に變化せしむるには先づ其隣佑に對する責任の感覺、及自己指導

自己制御の勇氣を發達せしめざるべからず。犯罪者は處刑せられ、裁判にて人類の自由を剝奪すと決定したるも、尙ほ監獄の任務は社會に調和すべく彼を教養するにあり。假出獄は這箇の教養を試験する時期にして、之に成功せば終には當人を其才能に一任して可なり。

合衆國を通じて假出獄法は常に感化獄のみならず創立監獄にも之を施行せんの一般的傾向を呈す。未だ純然たる不定期宣告は何所にも實施せられず、隨ひて假出獄法の適用範圍は州に由りて各々相異すと雖も、其始め感化獄に起りて創立監獄に及びしなり、紐育市の如きは假出獄法を郡立監獄及勞役場に迄擴張したることに於て他に先鞭を着けたるものと信す。

斯の如く殆んど汎く假出獄思想の普及せると共に吾人は果して監獄生活が人をして自己指導自己制御の準備を爲さしむるに足る方針を存するや否やを仔細に考察するを要せん。凡そ監獄は在監人に如何に働くべきかを教へんことは望しき所なるも、更に如何に自己を制治すべきかを教ゆる所なかるべからず。故に假出獄を許容するに當り少くとも左の五點を考查するを要す、

一、在監者の身體の狀況、是れ社會に自己を復活する能力に關係すればなり

二、職業賃銀を得るの能力

三、彼の過去の經歷、是れ改悛の確否に影響するが爲なり

四、出獄後社會に身を置くに足るべき見込

五、在監中の行狀

今日の教育界に於ては實際的方法の根柢たる教育上の基本的原理に従ひ各教育者を大體分類することを得べし。而して教育界と我刑事界との地位は頗る酷似す、即ち教育にしても監獄制度にしても特殊の方法を主張する人等はその所信に忠實なることは寔に諒すべきも、問題の岐るゝ所は果して孰の方法が十分の効果を收め得るかにあり。其効果とは他なし、教育界にては監獄界に於けるが如く個人をして社會に最も善く適應せしむるにあり。

教育界に於て既に一種の極端なる方式あり、开は兒童の本能的欲求は彼自身の活動にて表現さるゝを以て、之に隨應して其發達を遂げしめんとするの意見にして、年長者、父兄、教師は兒童自ら表示する其方向に隨伴するに止まり、此等の人々が這箇啓發的生物の爲に最善ならんと豫斷せる理論若くは意見を強壓すべからず。發育は内部より來るものにして、父兄教師は唯だ精神に固有せる能力の發展を補助するのみと唱ふ。現今のモンテソー式教育法は是れが好箇の代表者といふべし。

他に異なりたる極端に位する教育方式は、先づ教師に於て兒童の爲に最善なりと信する方法を緻密に研究し、其結果を適用するにあり。兒童凡百の行爲は一々世の年長者又は經驗家に於て最良と決定

せられたるものに由りて指導せられ、兒童の欲望は顧られず、創造力は免除せられ、想像力は抑壓せらる。今日尙ほ此方式を賛成する者固より少數にあらず。

以上二種の極端の中間に更に二類の方式あり。その一は兒童の本能に自由の活動を附與し、彼の能力は制壓するよりも寧ろ開發せしむると同時に、又心靈より啓發する特質は宜しく生活に由つて得たる睿智によりて指導せられざる可らずとす。此派は極端なる急進派の原理を認容すると共に又反對派の所論をも若干借り來りて追加す、彼等は保守派の立場より見れば尙ほ急進派に屬すといふべし。その二は急進派の立場より見れば保守派に屬するものにして、兒童の創造力及啓發的本能を否認する迄に至らざるも、年長者の睿智と權威とを以て兒童を取扱ふことは諸種の關係上兒童の爲に最良なりと主張する傾きあり。

吾人は監獄の處遇及教化の上にも尙ほ今日上記四類の方式あるを見る。先づ其第一類はかの人目を聳動したるシンシン監獄オスボーン典獄の實施せる觀念を以て尤も善く説明することを得べし。オ君は其支配下にある人物等の監内の活動が從來何等外部の社會と直接の關聯を有せざるを見て、大抵のことは實地に整理せしむる道を附與せば以て出獄後に適すべしと信じたり。此故にシンシンにては今日四人の組合、四人での組合、且つ四人の爲の組合が完全に行はれつゝあり、譯者曰くこれ共和政治

が古來人民の政治、人民での政治、人民の爲の政治といはるゝ語を其儘轉用せしなり、勿論此組合がオ君の精神に動かされ其精神を受入ることは明かなり。斯くて囚人は殆ど完全に教化の下に立ちつゝあり。先づ各工場が監内の政治的單位にして、三十五人毎に一人の代議員を選出し議會に列せしむ。議會はまた九人の實行委員を選舉し、是等委員は各特別の任務を分擔す、實際是れ委員制の政府なりとす。在監人には信書の特權は頗る廣く許され、衣類の購求も之に同し、外來人に應接するも自由に、此場合囚徒の委員が公衆の來訪を受付け、監内に案内す、又慰安娛樂の方法をも自由ならしむ猶ほ模擬貨幣を造り作業の仕上高に對して之を支拂ひ、その代り囚徒は食糧、被服、郵便其他の使用品には右の貨幣を支拂其剩餘は貯蓄せしめて出監の際法定貨幣に換算せんとの計劃もありといふ。オ君は共和政治の自治自導の原理を實行せしめてこそ始めて社會に復歸せしむる資格を得せしむべしと信じつゝあり。唯だオ君は囚人の性格行狀等に基づき監獄内に於て分類法を用ゆるを賛せず、世間は善惡の人物互に相接觸し、善人が惡人中に入りて能く彼等を制止し教育するものにして、且つ人は常に誘惑に抵抗することを學はざるべからずとの意見を執持す。要するに人は其所屬の社會とは個人關係を繼續せざるべからずとせば、監獄に於ける囚人たりとも可及的通常社會の生活を送らしむべく、唯異なる所は彼の自由が制限さるゝにあり。オ君は斯る制度によりて假出獄に於ける大成功を贏ち得べ

しと信せり、蓋し當人が拘禁中の同時期を通じて實行せる所は即ち監獄の保護の消滅せし時に實行せざるべからざる所なればなり。オ君は何人よりも先づ本制度の未だ不完全なることを知る、而して多くの方法は猶ほ經驗中に屬す、然れども彼はかの兒童心性の自由發達を信する人の主張すると同じき基本原理を主張するにあり。

第二類は前段と正反對の方式にして比較的近時まで適當なる刑罰方法として執持せられたり。即ち極端なる制壓、全然官憲の善良なりと認定せし法規に基づく方法なり。勿論官憲の善良と稱するは在監者に善良なりとの意にして、教化的法規の履行を必須條件となし、又勿論衛生的施設と人道的處遇を必須條件となすも、自治自導の發達には更に顧慮する所なし。我合衆國監獄の大部分は恐らく此方によりて管理せられ、且つ我市民の大多數は依然此方法を以て一面犯罪を豫防し他面には法律を破りし者を懲罰し以て社會を保護するに適當なる道なりと信す。本制度の難點は絶へず制壓を加へられ法規に従順なる監獄生活と突然自由となりて自己の動機に由りてする生活との中間に非常に深き缺陥の存することなり。是れ恰も囚人に窄衣を着せしめ、突然之を脱却せしむるも、運動力の調節を失ふが如し。識者は夙に假出獄の制度の失敗が主として此行刑方式の結果に由ることを認知せるならん。次に來るべき第三類は所謂類別法竝に努力の結果による進級法とす。自治も其希望を表し且つ之が

運用の能力ありと認むるものに限り之を許す。此方法は姜がベットフォードの創立女子感化院に自ら實施せし所なり。此方法を信賴する人々の主張する所は、我在監者の餘程の割合までも精神的缺陷者にして、又大部分の者は單純なる衝動的行為に出づる外何等の素養を経ざるを以て、彼等に自治を許容する以前に社會及其當人に良かるべき或種の教養を施さるべからず。而して其教養たるや先づ入監前に存せし反社會的時期よりして假出獄に伴ふ莫大なる自由の時期に至るまで幾多の階級を設け嚴肅なる課程を経て之を累進せしめ、以て釋放以前に可及的自治を許すことによりて達せらるべし。

第四類は我國の重要な地位を占むる良監獄に於て實行さるる方法にして、之か模範ともなるは紐育州のダレイト、メドロー、オンタリオ州のギルモア典獄のダルフ典獄。カリホニヤ州のサン、クェチン監獄とす。此等の監獄の實況は在監人に多大の特權が附與せらるることシンシンの如し、彼等は監督の下に互に交談をなし、監督の下に働き且つ遊ぶ。彼等の處遇には何の酷虐制壓なしと雖も、自治制の主張者より見れば餘りに舐癢の愛に過ぎ、假出獄の自導をなす基礎を固むるだけの自導を實行する機會なきを憾みとす。

以上叙する所によりて吾人は監獄制度は猶ほ經驗期にあることを確めたり。監獄官吏の多數、殊に監督官の地位ある人々は自己の職務を盡すに最善の方法を望みつゝあるは姜の心中疑ふ能はざる所と

す。然れども其最善法に關し最後の絶對的結論に達せんこと到底不可能なりとす。社會に於ける經濟的社會的問題が猶ほ不確定の状態にある間は、獨り監獄問題のみ最終的決定的斷案に達せんことを望むべからざること亦明なりとす。

(譯者曰、文中のオスカー・君は昨年十月初監督者と意見合はすこと其職を去りたりとの報道達せり、宛に角問題の人と思ふ、本文に主要なる關係を有するを以て附記す)



譚 叢

處務片言(其二)

在廣陵 眞趣齋學人

綱領 忠信を旨とすべし忠は中よりし信は身より

するを宜しとす其徳たるや深し

文書 照覆の文案は受方の地位に坐して考量一番

すべし必ずや無用の手数を省くことを得ん

戒護 不能に教えて倦まざると既往の罪過を計發

せざることは遇囚の要訣なり

作業 業種の撰擇有利なる地方的工業を主位に置

かざるべからず堺を越へ縣を隔てざれば就

業の途なきものは生計に資すること困難な

ればなり

會計

俚言に餘れるは足らざる本なりと云ふ事あり濫りに加除訂正を加へて悔を後日に貽す

こと莫れ

領置

記帳を怠るなかれ名稱を粗畧にすること莫れ出入の物品日々多く鉛も銀色を帶ふればなり

用度

必要の物品は世間に不必要なる時機に於て購入の策を講ずべし

教務

本人の性行と其家庭を審にせざる個人教誨は豆腐に釘絆なり

醫務

疾病に後れを取りて逐ひ廻されむよりは疾病に先んじて驅除の謀を講ずべし

予は看守諸君と語る(六)

有馬四郎助

我が親愛なる看守諸君、諸君が職分を竭すに尤も必要なものは、唯だ夫れ忠誠の心也とは、蓋し何人にも異論なかるべし、然り異論なかるべしと雖ども、而かも此の異論なかるべきものが、何

人にも亦た尤も欠乏する所のものたるに至つては、實に之れ怪訝の至りと謂はざるべからず、而して此の事實は何が爲めならんか、之が由來を知らんと欲せば、宜しく其の原因に溯りて考察するを要す、予の見解によれば是は全く初めに、己が職分の何たるを解せざるに坐するものにして、即ち其の結果也と謂ふことを得べし、故に職分に忠誠ならんと欲せば、必ず先づ職分の何たるかを知らに在り、猶ほ切言すれば其の職分を篤と自覺するにあり、

然れば職分とは何ぞ、其の意義を明かにする必要もあらんかなれども、先づ之を通俗に云へば、義務若くは本分と云ふと同様の義にして、何人も既に義務本分と辨へる以上には、之を實行せすして可なるの理由を有せざる也、彼の日本海々戦は『皇國の存亡此の一戦にあり各員努力せよ』との東郷大將の激勵の信號によりて火蓋を切られ、遂に空前の大捷を博するを得たり、之れ只だ 陛下の軍

人たる職分の觀念に驅られて、斯くも偉功を奏したるものと云ふを得べし、又た英將ネルソンが「トラファルガル」の大海戦に際し、『英國は各位に其の職分を行ふことを期待す』と信號したるは有名なものにして、彼等も亦之に驅られて忠誠を竭し、以て斯くも見事なる勝利を得たる也、

夫れ斯くの如く皆其の部下を獎勵するに當りて、榮譽とか成功とか若くは勝利とか云ふ語を用ひずして、唯だ其の職分の觀念に訴へ、而して其の他を云はざりしは、實に感すべきの至りならずや、又た彼の諸葛孔明が劉玄徳の子なる劉禪に奉りたる出師の表に『庶はくば驚鈍を盡し奸凶を攘除し漢室を興復して舊都に還さん、之れ臣が先帝に報ひ、而して陛下に忠なる所以の職也』とあり、斯くも孔明が名も利も權も一切打忘れ、唯だ職分の一念に驅られて起ちたる所以のものは、之れ玄徳が三度迄も草の庵に來訪したるに感激し、之に報ゆるを己が職分と自覺したる爲めならずして何

ぞ、

由此觀之諸君と共に我々司獄官にして、獄務に忠誠ならんと欲せば、等しく其の職分の何たるを知るを先務と爲さざるべからず、而して職分の何たるを知るには、又た必ずや感激の情に基かざるべからず、然り而して感激は即ち天恩、詳言すれば君恩、親恩、國恩の三者に感佩するより、起り來るものならずんばあらざる也、斯くて我等は眞に天恩に對し、奉謝の義務を果たし得べく、同時に又た止むに止まれぬ忠誠の心を以て、始めて職分に竭くすを得べし。



統

十

大正六年一月中入出監竝月末在監人員

(△減)

受刑者	入監	出監	現員	前月末日現在	前年同月末日現在	前月比較増減	前年比較増減
四八、三四六	三、五三九	四、〇二三	四七、八六二	四八、三四六	四八、〇五五	△四八四△	一九三
三、六一六	三、六八四	三、五四九	三、七五一	三、六一六	四、三六八	一三五△	六一七
七八一	五一九	七六五	五三五	七八一	七二四	△二四六△	一八九
三三	一八	一九	三二	三三	四一	△一△	九
男	七、一五五	七、六九五	五〇、一一九	五〇、六五九	五〇、九六三	△五四〇△	八四四
女	六〇五	六六一	二、〇六一	二、一一七	二、二二五	△五六△	一六四
計	七、七六〇	八、三五六	五二、一八〇	五二、七七六	五三、一八八	△五九六△	一、〇〇八

内朝鮮人受刑者男三二人刑事被告人男二人アリ

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ

支
那
女男
受
刑
者
四〇
刑事被告入
三
四三
計

大正六年一月末在監者人員表

北	露	獨	伊	境	羅	繞
米	西	太	洪	馬		
合	衆					
亞	國	利	國	尼	計	
男	男	男	男	男	男	女
一	八	—	—	—	二	六
—	—	—	—	—	—	—
一	八	—	—	—	六	六

十

統

(三)

監獄別	受刑者計	刑事被告計	勞役場留置者計	乳兒計
小菅	男 一、四二	男 一	男 一	男 一、四二
東京	男 一、二五	女 六	女 二	女 一、四二
豐多摩	男 九六	男 一	男 一	男 八三九
巢鴨	男 三、五〇九	女 一	女 一	女 九六八
横濱	男 一、四三	男 一〇三	男 一〇	男 二、五〇九
浦和	男 一、二二	女 五	女 一	女 一、五四八
荏橋	男 八五	男 八六	男 一	男 一、二〇八
千葉	男 七二	女 三	女 四	女 八七五
水戸	男 八〇	男 一	男 四	男 七六
宇都宮	男 五三	女 二	女 四	女 八〇

[illegible][illegible]

總計	則規諸									
	警察令 及七	醫務令 及七	其 他	郵便電信 法	徵兵 令	森 林 法	陸海軍 刑法	森 林 法	陸海軍 刑法	森 林 法
計	四六〇・一九	三三三	一三	五八	六六	三二	一一	一一	一一	一一
	一、八四三	三六	二	三一	二	一	一	一	一	一
	四七、八六二	三七九	一五	八九	六八	三二	一一	一一	一一	一一
	四八、三四六	五〇〇	四四	一五〇	七九	一九	一七	一七	一七	一七
	四八、〇五五	六一一	一四	二一六	一一三	三六	一四	一四	一四	一四
	△四八四	△一一一	△二九	△六一	△一一	△三	△六	△九	△八	△八
	一九三	二二二	一	一	四	四	三	三	三	三



計	刑									
	其 他	略取及 誘拐	住居ヲ 侵ス	放 火	匿及 隠避	公務執 行妨害	強盜 及 強姦	強盜 及 強姦	強盜 及 強姦	強盜 及 強姦
計	四五、六七六	二二二	七九	一七三	一、一五一	二八	四七	四八	二七	一三
	一、八〇七	一一	一一	二四二	一、三九三	二八	四八	四九	一〇四	一四
	四七、四八三	二二四	九〇	一七四	一、三九三	二八	四八	四九	一〇四	一四
	四七、八四六	二一五	八六	一七八	一、四〇八	三一	四四	六一	一〇八	一三
	四七、四四四	二〇五	七六	一六六	一、五九二	五四	四二	三七	八一	一七
	△三六三	△九	△四	△四	△一五	△三	△四	△二	△一	△一
	三九	一九	一四	八	一九九	二六	六	二	三	三

寄 書

○少年受刑者身神狀態調

查(承第三十卷)
(第二十二號)

小田原分監勤務

監獄醫 藤本慶太郎

一、模倣

他を模倣するものにして少年犯罪者の缺陷の一とす例へは文身を見之を模倣するの類なり

一、忘却性強きもの

凡て人間には通有の忘却性なるものありて悲哀や憤怒や侮辱等の劇しき感じさへ日子の推移すると共に稀薄となり消失するものなるを普通の生理的狀態とす然るに此性の消失せず持續して之を思ひ彼を思ひて自己の今日の悲境に至りしは叔父の無情の爲なりと煩悶し時々之を口走るものあるを實驗せり之則ち忘却性の強きものにして精神的變質缺陷の一種とす此缺陷を有するもの一人ありき

一、横説

人を真直くに見ることが出来る横目に見るものを云ふ此は常に他を恐るゝ感情の表出にて其勘及れたる感情が忌憚なく顔容に露はるゝので彼等の中には此種のものの往々目撃する所なり

一、精神作業能力の異常

仕事をする力に異常のあるものにして智力の不足なるものに多く目撃す

例へば普通者なれば仕事に就き追々練習が積んで餘計に出来るものなるに智力の足らざるものにあつては其練習能力が少きが如し

一、疲勞

仕事に對し容易に疲勞し其結果として注意散亂を起し聽見をなし或は不知不識足を投げ出し或は袖手などをする者を云ふ之智力薄弱なるものに見ることも多し此種のものに對し夜業賦課は一顧を要するの値あるを信ず

一、蒐集癖

強迫観念と稱する一種の精神病的症候に屬す之れ贅物を集め藏するものを云ふ本例は最も少く唯僅に一人あるのみ

以上掲載する所の諸種の精神及神經的變質缺陷を有するものは前條記述する所の身體疾病と相提携し身體症狀の輕きときは精神症狀も輕く其重きと

寄

書

きは之も重くして身神共に發症の程度を同ふし以て臨床上に種々の變態を現はし戒護者其他に少からざる煩勞を與ふるものなり其他顔貌の異様は變質徴候と稱する程のものにあらざるも顔貌は言語に次ぎ精神表徴の寫眞とも云ふべきものにして其顔様の如何により或る程度までは常人其ものゝ精神内容の狀態を判斷し得らるゝものなり之精神狀態調査の上に必要なるのみならず處遇上又大に益する所なきにあらず今少年犯罪者百七十人に就き調べたるものを掲ぐるに

普通正規的のもの

三十七人

伶俐顔貌

二十六人

活潑顔貌

二人

陰惡顔貌

二十六人

癡鈍顔貌

六十一人

憂鬱顔貌

五人

老人顔貌

七人

悲痛顔貌

六人

計 百七十人

由來顔貌は之を學問上より調ふるときは少くとも四十八種に分類し得らるべし然れども事繁雜に渉るのみならず益する所少きを以て余は學術上の原則を參照し自己の意見を以て以上の如く分類することゝはなしぬ

十一 入監後經過の狀況

本年收容に係る少年犯罪者の受刑中に於ける經過の狀況如何を臨牀的に調査するに

一、精神低格者にして俄然癲癇の癲癇發作を起し緩解後精神朦朧

狀態となり頻りに室内器具の動搖し或は天井の回轉するを訴へ休養處遇を與へ日を経て舊態に復したるもの一人あり

一、鼻疾患者にして卒然反射性腦症狀を起し殆んど癲癇性膝腕狀

態に於けるが如く躁行狂亂し發作緩解後一時茫として不健康の狀況にありしもの一人あり之所謂「グレイエー」氏の「アプロモキシアナサラーリス」(鼻疾患性精神錯亂)と稱するものなり

一、監房内にあつて猥褻の言を弄し果ては陰部を露はし手淫の真

似をなし同室者を笑はしたるが如き癡態を演じたるもの一人あり(非似性陰部露出症)

一、受業中教室にあつて卒然頭重頭痛を發し人事不省に陥り恰も

腦充血症の如き狀態を呈したる神經病質者及異常氣質者五人あり

一、受業中教室にあつて不知不識の間に遺尿し或は脱糞し殆んど

學童的のもの二人あり

一、夜間少量つゝ再三遺尿するもの二人あり

一、自修中興へられたる日記帳を汚染し萬歳と呼び看守者の注意を受けるや之に不平不満を抱き果ては其人に對し面當に足もて机を動かして現を毀ち不満を晴らしたるもの一人あり(後述性)

一、頭重頭痛頭部押壓等の神經性前驅症に次て精神錯亂昏迷し幻視幻聽を訴へ此幻覺去るや癡呆となり今尙治下にあり追日輕狀の途に歩しつゝあるもの一人あり(精神病)

一、家庭に發信するも何等一片の返信なきを苦慮し死せんとて手拭を首に巻き付け患案中發見せられて其不心得を論ぜられたるもの一人あり(抑鬱性精神低格者)

一、俄かに故山の母の偲はれて不圖無謀にも逃走を企て未遂に終はりしもの一人あり(一時性感情激越症)

一、夜中手拭を手にし頻りに何事かを怒罵し次て卒然机を蹴倒し口惜しいと云ひつゝ忽ち精神昏迷し夢中となり躁行狂動狀を呈し直に安靜室に移し應急處置を施し約二時間を経て沈靜に歸し爾後精神恍惚を殘し、が二三日にして舊態に復したるもの一人あり(一時性精神昏憒)

一、會話時耳翼を動かし又意識に依て自由に動かす他人の動かざるを見て却て自己を不思議がるもの一人あり(神經病の一分症)

一、獨房拘禁中何時となく動作緩慢となり言語寡心神憂鬱となるや或日布團を噛み裂き同時に雜巾を裂き不圖醒覺し謝罪したるもの一人あり

るもの一人あり

一、胸内苦悶心悸亢進不眠等殆んど神經衰弱症の如き症狀を呈したるもの一人あり

一、就業中時々茫として健忘症を來し注意を失ふ事頻りになり何うしても道る氣になれぬ遺らなければ叱られるから困ると言ひ診したるもの三人あり(肥厚性鼻炎)

一、家庭へ通信するも何等の音信なきより一層の事手指でも切つて仕舞ふか然かすれば悪い事が出来なくなつて善いかもしらんと言ひ走り自暴を起したるもの一人あり(肥厚性鼻炎)

一、癲癇持病者にして發作なきに或日竊かに左手に魚がしの三字を文身し此貴せられたるもの一人あり

一、無暗に糸屑や紙屑や石盤拭の使用に堪へざるものや麻屑や木の葉や雜巾の破片等を蒐集し大切に仕舞ひ置き樂み居る精神低格者あり(蒐集癖にして一種の強迫觀念を稱するもの)

一、再犯者にして一度ならず二度まで入監し申譯なしにて自殺を企圖し發見せられたるもの一人あり

一、頭腦茫として何やら判からず自己の頭を叩き頭を摘み見るも覺へなく困るを訴へ請診したるもの一人あり(鼻衄症)

一、入浴時腦貧血を起し人事不省となり卒倒したるもの七人あり(皮膚調節作用不完全)

一、幼時より喫煙を唯一の嗜好とし片時之を欠く能はざる一少年者は喫煙の念起り吸ひ度くて堪まりませんいつそ吸へないに

到那不圖戒煙者の足音に阻害せられはつと氣付き手を緩め

りしもの一人あり

一、何等の原因なきに「めめめ」泣き居り原因を尋ねるに要領を得ざりしもの一人あり

一、癡愚者を教唆し手淫を爲さしめ且つ己れも手淫を爲したるもの一人(汚濁症の一種)

一、手拭に惡戯書きをなしたるもの一人あり(不靜止的惡戯)

一、自己の足に落書きを爲したるもの一人あり(不靜止的惡戯)

一、罷業時其座の硬き處を抜き取り之を束ね集めて夫れに嚙を含ませ之を以て文身的意味にて強く右股及腹部に合を刺文したるもの一人あり何の爲になしたるかを問ひたるに入浴時某者の文身あるを見真似たりと答へたり(模倣性)

一、作業を懶け素品の粗悪な奇貨とし小言を云ひて時の安きを食り通聲をなして靜肅を害し安りに横臥をなして規律を亂し職を吐いて己のが犯則を他に嫁し看守の注意に反抗し再三再四懲罰を受け尙改めざる何とも手に負へぬもの一人あり(變質性)

學童的のもの二人あり

一、夜間少量つゝ再三遺尿するもの二人あり

一、自修中興へられたる日記帳を汚染し萬歳と呼び看守者の注意を受けるや之に不平不満を抱き果ては其人に對し面當に足もて机を動かして現を毀ち不満を晴らしたるもの一人あり(後述性)

一、頭重頭痛頭部押壓等の神經性前驅症に次て精神錯亂昏迷し幻視幻聽を訴へ此幻覺去るや癡呆となり今尙治下にあり追日輕狀の途に歩しつゝあるもの一人あり(精神病)

一、家庭に發信するも何等一片の返信なきを苦慮し死せんとて手拭を首に巻き付け患案中發見せられて其不心得を論ぜられたるもの一人あり(抑鬱性精神低格者)

一、俄かに故山の母の偲はれて不圖無謀にも逃走を企て未遂に終はりしもの一人あり(一時性感情激越症)

一、夜中手拭を手にし頻りに何事かを怒罵し次て卒然机を蹴倒し口惜しいと云ひつゝ忽ち精神昏迷し夢中となり躁行狂動狀を呈し直に安靜室に移し應急處置を施し約二時間を経て沈靜に歸し爾後精神恍惚を殘し、が二三日にして舊態に復したるもの一人あり(一時性精神昏憒)

一、會話時耳翼を動かし又意識に依て自由に動かす他人の動かざるを見て却て自己を不思議がるもの一人あり(神經病の一分症)

一、獨房拘禁中何時となく動作緩慢となり言語寡心神憂鬱となるや或日布團を噛み裂き同時に雜巾を裂き不圖醒覺し謝罪したるもの一人あり

ら死んで死舞ひ度と云し、こあり或は又煙草を吸ひ度きときは頭が茫として生氣を失つた様になる云ふことあり

一、遭遇上何等の事なきに何に思ひけん自己は仕事が出来ませんがら食餌はせぬと云ふて一日喫食せざりしことあり或は仕事に對し彼にして呉れ此にして呉れと「タダ」を捏ね戒煙者の願ひさるや怒罵たるのみにして此念何時か消散せり(變質性後述性)

一、監房内の壁に一二三四の數字を爪もて落書き置き之を發見せられ取調べたるに一ヶ月中何度大便の通じがありしか之を記憶する爲かしたりと云ふもの一人あり

一、工業用素品を切り監房内の板壁の破損内へ挿入し置く等の惡戯を爲したるもの三人あり

一、工業用素品を以て玩具を拵へ隠し置きたるもの二人あり(以上は不靜止的惡戯)

一、手淫をなし且つ見るに忍びざる程の變態畫を描きたるもの一人あり(汚濁症の一種)

一、我身の非行より父は按摩業流行らす現住所にも居られず他へ轉て困つて居りはせぬと云ふを焦慮しつゝ死んで詫んきて工業用の鉄を以て前額を衝き刺傷を負ひたる癡癡者一人あり

一、曾て非行ありしとき母より汝惡事を再演するな若し再演せんか必ずや監獄に送らるべし其時我子にあらす悲嘆の情一時に迫り來り手拭を頸部に纏ひ其兩端を以て引き締め自殺を企てんとするもの一人あり

るもの一人あり

一、胸内苦悶心悸亢進不眠等殆んど神經衰弱症の如き症狀を呈したるもの一人あり

一、就業中時々茫として健忘症を來し注意を失ふ事頻りになり何うしても道る氣になれぬ遺らなければ叱られるから困ると言ひ診したるもの三人あり(肥厚性鼻炎)

一、家庭へ通信するも何等の音信なきより一層の事手指でも切つて仕舞ふか然かすれば悪い事が出来なくなつて善いかもしらんと言ひ走り自暴を起したるもの一人あり(肥厚性鼻炎)

一、癲癇持病者にして發作なきに或日竊かに左手に魚がしの三字を文身し此貴せられたるもの一人あり

一、無暗に糸屑や紙屑や石盤拭の使用に堪へざるものや麻屑や木の葉や雜巾の破片等を蒐集し大切に仕舞ひ置き樂み居る精神低格者あり(蒐集癖にして一種の強迫觀念を稱するもの)

一、再犯者にして一度ならず二度まで入監し申譯なしにて自殺を企圖し發見せられたるもの一人あり

一、頭腦茫として何やら判からず自己の頭を叩き頭を摘み見るも覺へなく困るを訴へ請診したるもの一人あり(鼻衄症)

一、入浴時腦貧血を起し人事不省となり卒倒したるもの七人あり(皮膚調節作用不完全)

一、幼時より喫煙を唯一の嗜好とし片時之を欠く能はざる一少年者は喫煙の念起り吸ひ度くて堪まりませんいつそ吸へないに

到那不圖戒煙者の足音に阻害せられはつと氣付き手を緩め

りしもの一人あり

一、何等の原因なきに「めめめ」泣き居り原因を尋ねるに要領を得ざりしもの一人あり

一、癡愚者を教唆し手淫を爲さしめ且つ己れも手淫を爲したるもの一人(汚濁症の一種)

一、手拭に惡戯書きをなしたるもの一人あり(不靜止的惡戯)

一、自己の足に落書きを爲したるもの一人あり(不靜止的惡戯)

一、罷業時其座の硬き處を抜き取り之を束ね集めて夫れに嚙を含ませ之を以て文身的意味にて強く右股及腹部に合を刺文したるもの一人あり何の爲になしたるかを問ひたるに入浴時某者の文身あるを見真似たりと答へたり(模倣性)

一、作業を懶け素品の粗悪な奇貨とし小言を云ひて時の安きを食り通聲をなして靜肅を害し安りに横臥をなして規律を亂し職を吐いて己のが犯則を他に嫁し看守の注意に反抗し再三再四懲罰を受け尙改めざる何とも手に負へぬもの一人あり(變質性)

傍人より言葉を掛けられても「むしやくしやく」して因るから轉業若くは獨居に入れて呉れよ云ふもの五人あり(神經症狀の一分症)

以上に於ける種々異様の臨床的發呈症狀は概するに皆精神及神經系統の不健全なるに職由するものにして例へば瑕瑾ある玉毆裂ある陶器の如きものなり之を善良なる品質に改造し國民の一員として遺憾なからしめんとするは容易の業にあらず吾人陶冶の任たる重且大なりと謂ふべし

十二、概括

以上記載する所の事實を綜合し之を精神病學上の見地より概評せんに少年犯罪者の一般は尋常一様の眞人間にあらずして智情意の統一を欠き所謂人格の分裂を來せるもの言はゞ反社會的危險人間とも云ふべきものなり則ち精神は智情意の調和圓滿を失し個々に動き居りて智の一方にのみ偏するものあり或は情にのみ偏して智の指導を受けざるものあり或は意のみ動きて智情の二者と調和せざる

ものあり故に職に就き随分甘く勤勉するも持續心なく所謂薄志弱行に終り情慾に驅られて無謀の行爲を敢てし自恣となりて勞働を厭ひ浮浪性となり遂に常人と伍するを得ずして累を監獄裡に致すの止むなきに至るもの多し

少年犯罪者の健康的素質の有様は祖先及父母の精神病及神經病飲酒犯罪等の素質的遺傳を受け生れ來りしものにして「メンデル」氏の遺傳則に一致するもの多し故に彼等は根本的遺傳に因する形質上の破壊に基く一種の變性人間にして矯正不可能者にはあらずやとの感あり少年犯罪者の身體に於ける變質徵候則ち「ロンブローゾ」氏の所謂宿命的犯罪定型は彼等の殆んど全部は之を具有せざるはなし殊に頭蓋の形態變質を多しとす此變質は祖先及父母の遺傳素因あるものに見る所にして遺傳素因あるものは必ず變質あり變質あるものには必ず遺傳素因ある此二者を具有するものは容易に犯罪をなし易し故に遺傳と變質及犯罪とは相密接して離

るべからざるものあるが如し
教育は或一小部分を除くの外は低級にして中には就學數日若くは數月のものあり或は全く就學せずして全然目に一丁字を有せざる無學と稱すべきものあり

家庭は概するに最も不備不完不紀律不道德にして彼等は其中に生れ其中に養育せられて其養育せらるゝや寛嚴一定せず寧ろ亂暴にして愛と情とを受けざるより彼等は温き家庭の情味を解せず荒涼たる人生の行路を辿り來りしもの多し故に之を遇するに温顔以て之に臨み温言以て之に接し温情以て之を導き其情合を味はしめ常に愉快に満たされて仕事を爲す様に啓導せずんばあるべからず又之を教育せんには智徳二育にのみ偏せず之と同時に高尚なる感情教育則ち情育を施さずんば完全なる美果を得るに難からんか之感化教育者の一顧を煩はさんとする所なり

少年犯罪者の年齢は概するに感情嵩まり空想に驅

られ易き十五歳以上滿十八歳に至る期間のもの最も多しとす何となれば此年齢は人間の思春期と稱し生物學上の原則として必ずや體質一變し身神共に激變を來し春情初めて發動し精神業作の一時に増加し言はゞ花の初めて開き顔を世の中に出し漸く人目に觸るゝの時なり此期は未だ以て世間を見るの眼識理智に富まず多くの經驗を積まず唯空想を抱き多くの場合に於て感情の爲に支配せられ性慾の浮び出づるを抑へ憤懣を制し誘惑を避け苦痛に堪ゆること能はずして、おいそれと之を行爲に現はし忽ち窮迫に陥り若くは浮浪し惡道に外れると尙且つ意思は鞏固と云ふに至らざれば人の甘言に乗り誘惑に陥り易く一度誘惑されたらんには善惡正邪の判斷も辨別も付かず惡方面に傾き行き遂に犯罪を爲すに至るものなり以是此期は何れの階級を問はず少年其ものゝ最も危險なる時代と謂ふべし

少年犯罪者の犯せる罪名は精神異常の有無に關せ

す竊盜最多數を占む然れども放火強盜殺人等の如き殘忍暴戾なる犯罪は智力の薄弱なる癡愚精神低格及病的傾性に多きを見る之罪名と精神異常とは其至大なる關係を有するものゝ如し以是世の法曹家たるもの獨り重きを罪名にのみ置かず常人其もの、性格心理に着眼せられんことを期待す

彼等少年者の犯罪に至りし動機は皆單純幼稚にして因果承應せず殊に放火の如きは宛然兒童に類し如何にも知慮足らず判斷乏しく意思弱き等精神貧弱者たるの本能を發揮し東西南文獻の記載と吾人精神病醫の實驗に一致す嗚呼放火者の犯罪的動機たる真に同情一掬の價ありと謂ふべし

少年犯罪者の精神病學的分類は當分監に於て規定したるものに則らず別に分類を設けたるは統計上精神低格者に算入すべきものゝ種類を細別せんとしたるに依るものとす

此分類中には全然行刑の効力なく精神病院に收容せしむべきを妥當と思惟するものあり或は性格に

生活の困苦を脱せんとて都會に飛び出し來り來りて見れば豫想に反し衣食の道地方より一層困難にして早く既に糊口に窮し饑餓や露宿の止むなきに至り徘徊中惡者に誘惑せられ爰に餘儀なく犯罪したるものあり或は既に地方にあつて墮落し華やかなる都會生活の羨しく之が上京の因となり犯罪したるものあり

少年犯罪者の身體的疾患としては精神及神經的疾患及鼻疾患最も多し此等の疾患は犯罪行為の實現上陰顯の間犯罪をして容易ならしめたるものなり又彼等少年者の受刑中に於ける臨床的發症は皆精神及神經性症狀にして其原因は入監後の境遇生活狀態の一變工業の苦痛氣候氣象の變化犯罪後の悔悟或は家庭の關係懷郷心の切なる等之に抵抗することを得ずして發するものにして其發症は異様の狀態となりて出現し戒護者其他に容易ならざる煩累勞苦を與ふるものなり

要するに少年犯罪者は既に違ふるか如く尋常一樣

異常を有する精神低格者あり或は犯罪に對し頗る甚大なる危險性を有する一種の變質者あり或は普通者にして全然普通者と認められず言はゞ病的に傾き易き所謂病的傾性なるものありて一時激情に驅られ爲に衝動的行為に出で犯罪に陥りしものあり或は生來性犯罪者と認むべきものあり（此生來性犯罪者は生來犯罪性、性格を有し居るものにして此は「ロンブロー」氏の初めて唱道したるに依る之に就ては爾來幾多の學者間に非常なる議論の華を咲かせたる問題なりしか吾人多數の犯罪者に親炙し實驗する所に依れば到底改化遷善の手段に對し不管性なる所謂ロ氏の犯人あることは確かに事實なりとす故に今後生來性犯罪人てふ名稱は精神病學犯罪學刑事人類學等より除去することは能はざるものと斷言し得べし）或は勞働能力を有するにも拘らず勞働を厭ひ浮浪漂泊し以て惰眠を貪るが如き浮浪者と稱すべきものあり或は純然無垢にして一は都會の浮華なる生活に憧がれ一は農村

のものにあらず搗て加へて其家庭も亦不具にして彼等は其中に生育したるものなり之を善良なる品性に改造し國民の一員として遺憾ならしめんとするには須く先づ遺傳の狀況境遇の如何身神の狀況個人の性格を知悉するにありとす若し之を等閑に附したらんには監獄實體の目的を達すること能はざるに至るべし爰に本年收容したる少年犯罪者に就き調査したる事實の概略を叙し尙年を逐ひ益々精密なる調査を遂げんとす（完）

○犯罪の原因及豫防（承第二十九卷第二號）

日本犯罪學會々員 澤田順次郎

本論

甲 犯罪者

第一 犯罪者の體格

犯罪者の體格は、其の心理狀態と相俟つて、犯罪者を研究するに、必要なものである。

強盜、追剝といへば、雲突く許りの大男で、力

飽くまで強きもの、様に人はみな思ひ、且つ物の本にもさう書いてある。昔の石川五右衛門は、如何なる人間であつたか、知ることは出来ぬけれども、軀幹秀で、骨格逞しくし、五分月代は伸びて、逆立ち、口元は締つて、顔は赤黒い様に傳へられて居る。熊坂長範に至つては、身の長け七尺五寸、髭髯ばう／＼として、悪鬼羅刹の如く、如何にも恐ろしげなる、大入道であることが、想像さるゝが、強盜、追剝は、果たしてみな巨漢大力であらうか。

數多い盜賊の中には、石川五右衛門又は熊坂長範の様な、巨漢大力なもの、ないではなからうけれども、盜賊は必らず、巨漢大力に定まつては居らぬ。それを盜賊といふと、直ぐに巨大漢の様に思ふのは、文藝上の盜賊で、醫學上の盜賊ではないのである。

文藝上の盜賊とは、小説家の筆、又は講談師などの口に上さるるもので、形容が旨いのである。

であると、言ふ學者もあるしロムプロゾー氏の如きも、盜賊は常人よりも實際に大きいと言つて居る。體格と犯罪との間には、或る關係があつて、體格の大なるものと、小なる者と、又は肥えた者と、瘦せたものとは、其の犯すところの罪質に、差異がある様である。

ロムプロゾー氏一派の説に依ると、犯罪者の體格は、前にも言へるが如く、一般に常人より大きくして、力量も強くある。特に強盜や殺人犯のものは、竊盜や、猥褻罪等の者に比べると、著しく長大である。これは體格と犯罪との關係上、犯罪の實行に伴ふ結果なりと、ロムプロゾー氏は説明した。又言ふには、竊盜及び猥褻罪の者は、體は小さくして、比較的虚弱であるが、強盜、殺人及び放火犯の者は、強健で、體が細長い。

これはロムプロゾー氏が、徒らに筆を弄したのではなくして、全く事實に基いた説である。實際強盜を働く程の者は、巨大で力量の勝れた者に多

例へば

主従二人は、提燈の明りを頼りに、道を急ぎつゝ、並木に差ししかゝる折しも、小蔭より跳り出でたる曲者……

といふ場合に、短身、矮小の曲者では、凄味かないから、なるべく大なる形容詞で、文章を飾るのが、文藝家の常である。

然るに今日、醫學上から精密に検査した統計に依ると、犯罪者の體格は、必らず巨漢大力に決つてないのである。其の身長や體重の如きは、寧ろ素人よりも劣つて、犯罪者には、體格の不良なるものに多いのは、事實の證するところである。これは醫學上の盜賊である。

斯かる劣悪な體格を有する盜賊が、雲突く許りに見えるのは、如何なる理に因るかといふに、畢竟、恐怖の眼に映じた結果で、錯覺である。心の迷ひである。西洋でも、盜賊の大きく見えるのは形容のみではなく、實際に被害者は、さう思ふの

いことは、事實である。加ふるに髭髯がぼう／＼と生へて、伸びた髪を櫛りもせねば、お説への盜賊姿が出来るのである。ロムプロゾー氏は、恐らくは恠ふいふ盜賊を、多く觀察したものと思はれるのである。

けれども兇器を携へて、深夜強盜に押し入り、或ひは人身を殺害するが如き、猝惡の兇賊は、他の犯罪者に比して、其の數の少ないことを考へなくてはならぬ。一部の強盜、殺人者は、假りに巨漢であるとしても、他の多數なる犯罪者か、不良なる體格を有する場合には、平均の上で、強盜殺人者も、不良なる體格となる理である。これ實際と、統計と一致せざる理で、實際に大きな者も、小さい者が多くある場合には、平均されて矢張り小さくなるのである。それで廣く統計を取つて見ると、犯罪者の體格は、不健全で、常人よりも劣れるものとなるは、疑ひなきところである。

右の如く犯罪者の體格を平均すると、常人に對

して劣るが、此の劣る優るといふことは、比較上の語であるから、犯罪者の體格を研究するには、先づ一定の標準體格を定め、それに依つて優劣を判じなくてはならぬ。

さて標準體格とは、健康にして、異常のない普通人の體格を、平均して得た成績に相當する體格の謂ひである。即ち男子ならば男子、女子ならば女子と、別々に調査した體格で、時には、之れを幾等かの階級に分かつこともある。斯くの如くして、標準體格に犯罪者の體格を比較するときは其の體格の優劣が、直ちに判斷せらるゝであらう。

此の比較研究を始める前に、先づ犯罪者の身長に關する諸家の説を擧げて、參考としなくてはならぬ。之れに次ぎの三説がある。即ち犯罪者の身長が、

- 一 常人の身長より大きいといふ説
- 二 常人の身長と、同一なりといふ説
- 三 常人の身長より、小さいといふ説

は、伊國の犯罪者をもつて、常人よりも重いとしたりけれども、ロバート氏に依ると、犯罪者の體重は、一般に常人より軽くある。

之れを要するに、犯罪者は身長及び體格共に、常人より劣れることは事實で、多くは弱蟲である。併し偶には巡查の手に餘る様な、強か者もあるけれども、さういふ者は少ないと、或る刑事も言つて居る。

さてこれから標準體格のことであるが、日本では各保險會社で調査した、各種の階級に屬する被保人(十五歳以上六十歳以下)の體格と、文部省で調査した、各學校の學生(十六歳以上三十七歳以下)の體格とを、平均したもので、これは一番完全して居る。差表は之れである。

日本人の標準體格(單位、重はキログラム、

尺はセンチメートル)

體重	身長	胸圍
五二、九八	一五九、三五	八二、九五

で、孰れも實驗上の説である。

此の中第一説は、ロムプロゾー及びマツロ兩氏の唱ふところで、兩氏は伊國の犯罪者に就いて調査したのである。此の説に依れば、盜賊は矢張、雲突く大漢となるので、慥かに文藝的犯罪者に適して居る。

第二説は、獨逸のクネヒト氏の説くところで、獨逸の犯罪者は、常人の體格と、大差なきことを認めた。

第三説は、英國のトムソン、ダンソン、ロバート諸氏の論するところで、トムソン氏がスコットランドに於いて調査したところに依ると、常人の身長は平均六七、三〇インチであるのに、犯罪者の身長は平均六六、九五インチであつた。又ロバート氏が、ロンドンで調査したのに依ると、上流社會の身長は、平均六九、〇六で犯罪者の身長は平均六四、七〇であつた。

體重に於いても、ロムプロゾー及びマツロ兩氏

胸廓の前後徑

胸廓の横徑

盈虛の差

腹圍

二一、六八

二一、八九

六、五三

七〇、九六

此の標準體格に對して、犯罪者の體格は如何にといふに、明治四十四年に巢鴨監獄署で調査したものに依ると最も健全な囚徒一千八百八十八人の體格は、左表の如くであつた。

年 齡	體 重	身 長	胸 圍	盈 虛 の 差
十五歳乃至六十歳	五一、〇七	一五五、二	八一、三	六、七一

之れを前記の標準體格に比較すると、盈虛の差の外は、孰れも劣つて居る。最も健全な囚徒で斯くの如くである。他の囚徒の體格の劣等なることは、想像しても判明であらう(之れに關する多くの統計はあるけれども、略する)

犯罪者の身長と體重とが、前に示した如くであると、其の強弱も、略ば推知することか出来るで

あらう。此の強弱の度も、比較の語であるから、茲に先づ、強弱の標準を定むることか必要である。此の標準強弱は、醫家に依つて一樣でないけれども、巢鴨監獄で制定したものは、次ぎの如くである。

甲種 最も完全な體格で、些しも打ち點がない。之れに屬するものの資格は、次ぎの如くである。

- 一 體格、營養 共に佳良
 - 二 身長 五尺以上
 - 三 體重 十四貫目以上
 - 四 胸圍 半身長を越ゆること五分以上三寸以下
 - 五 盈虛の差 一寸七分乃至二寸五分
 - 六 年齢 二十歳以上四十歳以下
 - 七 最強力を用ふる作業を爲すことを得る
- 乙種 甲種に次ぐ者で、其の資格は次ぎの如くである。

- 一 體格、營養 共に甲に劣らず
- 二 身長 四尺九寸以上
- 三 體重 十三貫目以上
- 四 胸圍 半身長に達す

- 二 精神 不健全
- 三 全く勞働に堪えず

以上の五種であるか、便宜上之れを區別するときは、次ぎの如くなる。

- 甲種 最強健……………上
乙種 健……………中
丙種 稍健……………下の
丁種 虛弱……………下の
戊種 病弱……………下の

右の標準に基づいて、犯罪者の健康を類別すると、明治四十年から、同四十三年に至る巢鴨監獄の罪囚は、次ぎの如くであつた。

健康の度		人員		百分比例	
甲	最強健		七九五	七、〇	
乙	健		二、三四八	二〇、七	
丙	稍健		五、五〇九	四五、二	
丁	虛弱		三、二六八	二六、四	
戊	病弱		八八	七、〇	
總計及び平均			一一、〇〇八	一〇〇、〇	

右の表に依つて見ると、犯罪者の中で最も多い

- 五 盈虛の差 甲と大差なし
 - 六 年齢 二十歳以上四十歳以下
 - 七 最強力を用ふる作業を爲すことを得る
- 丙種 甲乙に比すれば、著しく劣るもので、健全の資格がない。

- 一 體格、營養 共に佳良ならず
- 二 四肢、軀幹、視聽力、其の他身體の一部に、不完全ならざる箇所を存し、其の他は則二種に適合せぬ。
- 三 最強力を用ふる作業をなし得ぬ

丁種 體格最も不良で、俗に半病人といふ者。之れに屬するものは、次ぎの如くである。

- 一 體格 不具若しくは病弱
- 二 身長 四尺八寸以下
- 三 體重 十二貫目以下
- 四 年齢 六十歳以上
- 五 辛ふじて勞働に堪ゆる

戊種 不具病疾なるもので、殆んど全く役に立たぬけれども、犯罪者として相應にあるのは、注意すべきところである。

- 一 身體 不健全

體格は、丙種即ち稍健なるものと、丁種の虛弱とである。斯く犯罪者の體格に、佳良なる者の尠ないのは、何ういふ理由であるかといふに、之れに二つの理由がある。其の一は身體の不正格で、他の一は花柳病の蔓延である。

不正格とは、體量、身長等の、標準に達せざるもの、謂ひで、年齢の不合格、五官の異常等も、之れに屬するものである。花柳病に至つては、特に甚はだしく、丙種以下の犯罪者で、花柳病に罹らざるものは、殆んど無いと謂つてよい位である。

以上の事實に依つて、犯罪者の體格に、健全なるもの、尠ない理由が判明する。元來犯罪は、一種の病的現象で、犯罪者が身心の健全ならざる者に多いといふことは、醫學上の定論である。蓋し身心の健全な者は、犯罪者とならずに、安全なる生活を營む手段は、他に幾らもあるけれども、身心の健全でない者は、周囲の事情に壓せらるゝか、或ひは貧困に迫つた等の際に、之れに抵抗するこ

とが出来ないで、遂に犯罪者となるのである。
 是れから體格と、犯罪との關係を述べやうと思ふ。これに就いて前にロムプロゾー氏の説を示したが、我が國の例に依ると、強盜や殺人の類は、強大な者よりも、寧ろ弱小な者に、多い觀がある。左の表は巢鴨監獄に於いて、二千四百二十人の囚徒に就いて、其の主なる罪質を調査したものである。

罪名	體格			合計
	最強健	健	弱	
強盜	四四	一五七	六四一	三三三
詐欺	一一	四三	一六一	九五
賭博	一九	三九	一〇四	七二
横領	七	二三	八八	四二
偽造	七	一七	七〇	三二
贓物	七	一〇	五五	三三
強盜	三	八	五八	一二
殺人	三	一四	三六	九
恐喝	四	七	三四	一四
傷害	三	五	一七	九

放火 二 三 一二 八 二五
 姦淫 一 二 四 三 一〇
 其他 三 六 二〇 七 三六
 合計 一二四 三三四・一、三〇〇 六七二・四二〇

即ち體格の良い者は、良い程犯罪數少なく、悪い者は多い。竊盜でも、賭博でも、又は詐欺でも、數の多い者は、良體格のものよりも、不良體格のものに多い。總體に於いて、犯罪數の最も多いものは、稍健のもので、虛弱之れに次ぎ、健は其の半分もなく、最強健に至つて、愈々減少するのである。

今、最強健と、健とを合して良體格となし、他の稍健と虛弱とを合したものを不良體格として、不良體格に屬する犯罪の最も多いものを、上方から順序に列記すると、次ぎの如くなる。

強盜→贓物→竊盜→詐欺→偽造→恐喝→横領
 放火→傷害→賭博→殺人→姦淫

右の上方は、不良體格のもので、下方は良體格のものである。それで強盜は不良體格のものに多

く、姦淫罪は却つて良體格のものに多き理となるは、ロムプロゾー氏の説と反するのである。唯だ殺人犯は良體格のものに多くあつて、ロムプロゾー氏の説と一致するが如くであるけれども、此の殺人犯は、名は同じ殺人でも、罪の軽い質のものなりと、調査者が斷はつてある程なれば、普通の殺人犯と同視するの譯に行かぬ。

以上の事實に依つて結論すると、犯罪者の體格は、一般に不良で、強盜に雲突く巨漢はなく、却つて賭博打ち、姦淫罪の者に、比較的大漢が多いといふことになる。

第二 犯罪者の容貌

體格と犯罪と關係するが如く、容貌と犯罪とも關係がある。古來人相家が人相を見て、其の人の心を判斷するのも、又はフレノロジスト（骨相學者）が頭骨に依つて、其の人の智能や、性癖等を判斷するのも、みな基つところの理があるので一概に排斥すべきものでない。何故といふに、人

相や、骨相やは、精神の府たる腦を容るゝ、頭骨と關係し、從つて精神作用は顔面筋に影響を及ぼして、其の狀態を變せしむるからである。

そも／＼人の顔は、百人百様で、惡相なもの、粹相なもの等極めて多くあるが、小兒の顔だけは孰れも愛らしくして、惡味のないものである。けれども成長するに従つて、漸々に變化して、或る者は惡相となり、或る者は粹相となり、或る者は姦相となり、或る者は貧相となる等千種萬別を彩るに至るのである。

何ういふ理由で、少兒の顔は愛らしくして、惡味がいかにいふに、これは小兒の心は極めて單純で、邪氣がないからである。然るに成長して、生路の經驗を積むに従つて、其の心を苦しめ、或ひは喜ばしめ、或ひは悲しましむる等、種々の出來るに遭逢するので、其の困しい、辛い、悲しい等の感情が、一々其の顔面筋に作用して、顔面を變化するに至るのである。大人の顔が小兒の様でな

く、引き締つて、凄味を帯びて居るのは、自然の發達に伴へる變化の外に、心理的變化も加はつて居るのである。

斯くの如く心理作用は、顔を變化せしむるものであるから、茲に心の良からぬ者があつて、何か悪事を企てると、未だ之れを實行せざる以前も、既に實行して其の目的を達した後も、良心に責められて、心に苦痛を感ずるので、左右の眉は自ら閉ぢて、其の間に皺を生ずるのである。尤も眉間の皺は、癲癩の強い者、嫉妬深い者等にも現はるゝけれども、悪事を企む者、又は犯罪者の皺は、深刻で一種特別なりといふことである。

それで眉間の皺は、獨り邪氣のあるものゝみでなければ、要するに心の不穩を證する標識と、看做すべきである。

眼のキョト／＼する者も、心の落着かぬしるしである。俗に彼奴の目附きが悪いから、油斷がならぬといふのは、必らずしも空説ではない。一體

常習犯者の目には、一種の表情があるといふことである。

竊賊が金のある時は、豪遊を試み、金が無くなれば、盗み取つて來ては、亦遊ぶといふ様に、世の中を太く短く暮らすので、これ程愉快なことはなからうとは、人の想像するところであるが、盜賊にも盜賊相應の苦心のあることは、如何にして澤山の金を盗みやりか、如何にして逮捕を免れやうか、何うして罪跡を晦まさうかと、その事ばかりを考へて居ることも判明る。何にしろ盜賊は、一か八かの仕事で、運よく財物が手に入るが、腕か後ろに廻はるか境界であるから、其の心配は一通りでなからうと思ふ。

それで或る人が、牢獄人から聞いた話なりといふを聞くに、竊盜に入らんと人の家を覗ふ時と、入つて物を竊んだ後と、之れを隠し、且つ逃げ隠れする間とは、中々辛くして、目立つて身體が瘦せる様である。さもあるであらう。盜賊と

目といふものは、外界と精神界との、連絡をはかる機關で、外界の事物を精神に報じ、又精神を外界に注ぐ場合にも、目を使はなくてはならぬから、目をキョト／＼するものは、外界の或るものに對して、特に注意する爲めであることが判明る。

目のキョト／＼する者に、二種ある一は物を搜索する目で、他の一は人の己れを見るや否やを、盗み見する目である。前者は即ち犯罪者を探偵する刑事、或ひは犯罪者を審問する警官、裁判官等の目で、後者は犯罪者の目である。便宜上前者を探視眼、後者を盜視眼といふも宜しからう。

身體の器官は、生物學の教ゆる如く、すべて習慣に依つて變化するものである。鍛冶屋の腕の太くなるものも、車夫の脚の、特に發達するものも、みな其の筋肉を練習させた結果である。目の働きの同様で、目を常に探視的に使用すること、刑事、警官の如きものは、遂に眼筋の特別な發達を來たし、又常に目を、盜視的に使用する犯罪者、特に

雖も、彼の先天性竊盜、若しくは病的犯罪者を除く外は、良心の阿責は免れぬから、其の心に言ふべからざる苦痛の漂ふべきは、常識でも判明ることである。

それで犯罪者の顔には、一種苦痛の表情が現はれて、謂はゆる犯罪人顔なるものが生ずるのである。盜賊の耳に畸形の多いのも、此の理で、苦痛の表情が、顔面筋に傳はり、それから耳に及んだ結果である、某學者は言つて居る。

以上は人の顔面が、心理作用に依つて、變ずるといふことを、説いたのであるが、實際に犯罪者の顔には、何んなものが多いかといふに、近年ブラシオ氏が、ネーブルスの犯罪者及び常人各二百人に就き、比較研究をなせる結果に依ると、次ぎの如くである。これは寔に興味のある研究であるから、茲に引用することにしたのである。

第一表 常人の顔面形 調査人員二百名

顔の形

實數

百分比

卵圓形	一二二	五五、〇
橢圓形	三九	一九、五
四角形	二一	一〇、五
三角形	九	四、五
長方形	六	四、五
菱形	四	三、〇
圓形	二、〇	二、〇

第二表 犯罪者の顔面形 調査人員二百名

顔の形	實數	百分比
卵圓形	六〇	三〇、〇
四角形	五〇	二五、〇
三角形	二六	一三、〇
長方形	二六	一三、〇
菱形	一四	七、〇
橢圓形	一三	六、五
圓形	一〇	五、〇
長八角形	一	〇、五

兩表とも最も多數を占むるものは、卵圓形で、之れに次ぐものは、常人では橢圓形、犯罪者では四角形である。して見ると犯罪者の顔面に、卵圓形の多いのは、一般に卵圓形の多い爲めとも見ゆる

けれども、常人に少ない三角形、又は長方形などの、犯罪者に多いのは、全く其の特徴と見るべきである。

此の事實に依つて、更に常人に對する犯罪者の比例を割り出して見ると、次ぎの如くである。

第三表 犯罪者と常人との比較

犯罪者の顔形	常人を百として犯罪者
卵圓形	五三、六
四角形	二三八、一
三角形	二八八、九
長方形	二八八、九
菱形	二二三、三
橢圓形	三〇、八
圓形	二二、二

右表に依ると、犯罪者に特別なる顔面は、三角形、長方形、四角形、菱形及び長八角形等で、卵圓形と橢圓形とは、常人の定型である。それで卵圓形と橢圓形の者が、犯罪者にありとしても、それは極惡なる犯罪者ではないと、ブラシオ氏は言

つた。氏の説に依ると、若し卵圓形、若しくは橢圓形にして、極惡人にあらはるゝ場合には、其の形が短縮せるものであるか、否らざれば伸長せる者である。

尙ブラシオ氏は、四角形の顔面をもつて、惡性の犯罪者に特有なりとなし、而して其の形が正しいければ、正しいほど惡性に近く、又三角形のものには、竊盜犯が多いと結論した。

次ぎに婦人の容顔と、犯罪との關係に就いては、材料が乏しい爲めに、十分に論ずることは難かしいが、明治四十三年の頃、八王子女囚監で、某氏の調査した成績に依ると、其の一斑を伺ふことが出来た。

それで同監の某氏は、之れを何ういふ様に調べたかといふに、先づ婦人の容顔を甲種、乙種、丙種、丁種及び戊種の五級に分けた。甲種といふのは、容顔の最も優れたものであるから、之れを最上美、乙種は之れに次ぐもので上美、丙種は又其の次ぎ

であるから美、丁種は之れよりも劣るもので稍美、最後の戊は、美の資格の無いものであるから醜といふ方が、判明り易い。

斯くの如く標準を定めて、各女囚を之れに比較して見たところが、成年者と未成年者とに依つて、一樣でないけれども、一般に最上美は少なく、最も多いものは丙種の美で、醜も割合に少なかった。試みに其の成績表を示すと、次ぎの如くである。

第一表 成年女囚の容顔と犯罪（二十歳以上四十歳以下）

罪名	容	觀
殺人	最上美	上美
放火	其の他	七 四九
竊盜	其の他	八 一八
詐欺	其の他	二 三六
	偶發	一 七
	常習	六 二三
		一 五
		一 三
		一 五
		一 六
		四 八
		七

第二表 未成年女囚の容顔と犯罪

犯罪名	容顔					計
	最上美	上美	美	稍美	醜	
殺人	一	一	一	一	一	五
殺人 (嬰兒殺)	一	一	一	一	一	五
殺人 (其の他)	一	一	一	一	一	五
放火	一	一	一	一	一	五
放火 (懷恨)	一	一	一	一	一	五
放火 (偶發)	一	一	一	一	一	五
竊盜	一	一	一	一	一	五
竊盜 (常習)	一	一	一	一	一	五
詐欺	一	一	一	一	一	五
合計	二二五	三六	二二	二	八七	三三二

右の成年女囚と、未成年女囚とを比較すると、兩者共に最も多い者は、美(三種)であるけれども、其の次位は成年女囚にあつては稍美(丁種)で、未成年女囚に於ては、上美(乙種)なるの差がある。又最上美は、兩者共に同数であるけれども、百分比例に於ては、著しく異つて居る。左表を見れば判明する。

容顔	成年女囚		未成年女囚	
	實數	百分比	實數	百分比
最上美	二	〇・八	二	二・三
上美	二九	一・二	二五	二・八
美	一四二	五・六	三六	四・一
稍美	八〇	三・七	二二	二・五
醜	七	一・七	二	二・三
合計	二六〇	一〇〇・〇	八七	一〇〇・〇

是れに依れば未成年女囚は、成年女囚よりも美人多く、醜婦の割合は、兩者共に殆んど同一である。本統計を調べた某氏の話に依ると、同監の成年女囚で、十餘年間の中に、四人の特に優れた美人があつたが、其の罪名は次ぎの如くで、憐れむべきものであつたといふ。

殺人 一名 ヒステリー症で、神經極めて過敏。詐欺 二名 共に男の犠牲となつたもので、一人は浮薄、一人は大膽であつた。

竊盜 一名 悲觀したもの。

女囚の容顔と罪質の關係に於いて、美人の割合

に多いものは詐欺で、殺人、放火、竊盜之れに次ぎ、姦淫罪には美人なく、又醜婦も少ないといふことである。因に以上は、貧弱な材料に依つて立論したので、不完全な點が多くあると思ふ。之れに就いては幾重にも、大方諸君の御教示を懇願するのである。

容顔に關係して、必要なるは、犯罪者の定型である。これはロムブロー氏の唱へ出したもので、生物學上の隔世遺傳に基づいたものであるけれども、亦心理學上身心相關の上からも、幾分説明が出来るのである。

ロムブロー氏の犯罪定型説に依ると、頭の尖れる者、頭の左右不正なる者、前頭骨の扁平なもの、後頭骨の小なる者、顔の四角形なる者(此の形は前にも論じてある。宜しく参考せらるべし)顔骨の著しく秀でた者等は、犯罪性を有するといふことである。犯罪性とは先天に犯罪癖を持つて生まれたもので、それが頭や顔に現はれて居るのである。

ある。それでロムブロー氏は、犯罪者と非犯罪者とは、一目して判明り、而かも犯罪者は、其の定型に依つて、何なる罪質のものであるといふことまで直ぐに分かるといふことである。

箇様に頭や顔を見て、其の犯罪の有無又は罪質までも鑑定するロムブロー氏の卓識は、驚くべきものであるが、これは氏が數多の犯罪者の頭骨を研究して、其の常人の頭骨と異なるところあるを発見したので、恣ふいふ説を主張するに至つたのである。氏は又、犯罪者のみならず、賣笑婦の體格をも、精細に研究して、賣笑婦は先天に、賣淫に従事するやうに、生まれて來たものであると言ふ様になつた。西洋の賣笑婦には、自分から好んで之れになるものが多いといふことであるか、日本などではさういふ種類の者は、極めて少なく、大多數は親の爲めとか、夫の爲め又子の爲め、詰りは家を救ふ爲めに泥海に陥るものであつて、淫奔の結果墮落する者は、慥かに西洋の事情と反し

て居る。

ロムブロー氏が何でも彼でも、先天性に歸してしまつたのは餘り極端に奔つたもので、實際に合はないことも多くあるので、ロムブロー氏の説には、反對論者も多くある。併しロムブロー氏の説は、人類學及精神病學の上に、築かれたもので、根本の眞理を含んで居ることは、言ふまでもなく、唯だ枝葉が極端に亘つたわけである。それ故に現今は又、ロムブロー氏の説が復活して、先天犯罪の事實が、證明せらるゝ様になつた。孰れてしてもこれは尙々、大に研究すべきものと思ふ。

(未完)

(本編は曩に登載せる緒論の讀稿を畧し直ちに本論に入れり讀者諒せよ編輯部)

○行刑の裏に

渡邊圓流

我國に比較的進歩せる諸制度の一は監獄制度及其

施設なりと聞けり、其沿革に齎らせる時間の短きに比し然る所以を首肯せしむるものあり、されど現今の行刑は未だ改善の過程を脱すること能はざるは識者の是認するところなり、是れ學者及實務家の一齊に銳意研究して措かざるどころなるべし、

予は單に教養感化といふ狹き立場より之を見るも頗る遺憾とするは、現今の處遇及拘禁上の設備の缺陷は往々にして自由刑の効果を如何に阻害しつつある事實是なり、今予が某在監者の比較的眞面目なる告白及感想を綜合して次の三箇の對話を得たり、是れ吾人平素の所懐と同感なるものありて之を綴る

(一)勞働者風の老人と中年の男の對話

甲「又來たか」乙「うん又やられた、運が悪い時にや悪いもんだ、今度などは、つまらないことでやられたんだ」甲「何んだ矢張り今迄の様の事か、何年喰つた、去年の暮に出た許りじやないか」乙「う

ん今度は高かつたよ、五年だ五年だ、出たつて世の中つまらないよ、誰れも相手になるものはないからな、ついやつちうもんだ、時にお前は直きだらう」甲「うむ、恩赦を貰ふたから直きだ、今二た月許りだ」乙「それはよかつた、矢張り炭山へ行くのだらう、皆によろしく云つて呉れ、俺れも直きだから、うまくやつてゐろよ、警察に睨られもない様にしろよ」甲「あ、俺らとお前見たいなブマはやんねいよ、一花咲かせて見せらあなあ」乙「そんなこと云ふがお前だつて出ると這入りくしてゐるぢやないか、あふねいもんだツツツ……」甲「今度こそは上手になつたよ」

(二)若い男と若い男と中年の男との對話

甲「君、野依秀一を知つてるか」乙「知つてるとも監獄は人生の大學だつて云つて有名ぢやないか」丙「全く監獄は人生の大學だ、監獄に這入つてそんなに悲觀する必要はないさ、野依式に大にやるのさ」甲「兎に角あの人はえらいなあ、僕はあの人の

本を讀んで居つたつてそんなに監獄はひどいと思はれないね」乙「何んでもこれから圖々しく太く構へればよいんだなあ、外へ出たら巧い事やりていもんだ」丙「そうさ、善だ惡だなんて、どうでもよいのさ、藤井少將の様に四十萬圓も取つて這入つてもタツタ三年許りぢやないか、今度國會議員も随分やられたつてさうだ、あんな奴等でないやつて居るのだから僕等はなア……」甲「そうだと三井の重役なんか執行猶豫たのに僕等を執行猶豫にしないなんて間違つて居らあ、出たら實際巧くやりていなあ」乙「何んでも要領よくやりさいすりや好いんだねい」

(三)初犯者と累犯者の對話

甲「どうも勝手がわからねいから間違つて仕様がな、もう懲りくんだ、今日も亦文句云はれた」乙「そうか初めの時はそんなものさ、何んでも好いから役人の云ふ事「ハイ」云つてりや済むんだ反抗すると損だから、賞表貰つてゐる奴等はみんな猫

被りなんだからあの眞似すりや間違ないや」甲「くだらねいことで斯んな目に遇はされてるだから、もう石を嚙ちつたつて来ねいつもりだ」乙「ウフー然しそれあ駄目だよ、一度入獄いつたものは乾度又来るんだ、僕なんか今度こそは来まいと思つて出るんだが矢張りいつの間にか来てるんだからなあ、世間の奴等、一度入獄ると相手にしやがらねいし、親類だつて兄弟だつて遠慮しやがつて世の中糞面白くもねいから又やつつけるんだ、大抵そうだよ」甲「そうかなあ」乙「そうともだからうまくやる工夫を考いだすのが何よりだ、まア僕では泥棒したつて詐僞したつて見付からねい様にやりや好いと思ふな」甲「それもそうだ、ウン」乙「此獄で猫冠りしやがつて賞表を貰つたり典獄さんに讃められた奴が出ると又這人つて来るんだからねい、あれ、あの前から△△番目の野郎だよ今度九年も喰つたよ、それで些少は恥かしい顔するかと思ふと平氣なもんだ、此間なんか僕の顔を見てニ

コ／＼笑つてゐやがつたよ、それから又来たんかつて聞いたら、ウン假養に行つて来たつて言ひやがつたよ、みんなそんなものだ、僕等も出たら又來ると思つてゐる方が心配がねいよ」甲「そうだらうか、どうせ來るんならウンと大きな事やらかした方が好いね」乙「誰れだつて見付けられねい様にしやうと思ふからなか／＼大きな事はやられないんだよ△△號なんか鶏五匹竊んで一年の上も喰つてゐるんだ、莫迦々々しいな」

以上は一種の行刑裏面觀とも云ふべきものにして、某在監者の眞面目なる告白を憑據として其要領を對話風に記述したるものなれば、元より充分なる實狀と認むること能はざるも多少の眞相を語るものとして戰慄せしむるものあり、

(一)對話に於て之を見るに現在累犯者に對する今少し徹底的行刑方法を要求するもの無きか(二)の對話中に於ては現代社會の惡風潮の如何に行刑上に及す影響は甚大なるものと見るべく、然して之

等惡風潮の襲來感染に備ふる行刑上の方法如何(二)の對話中に於て累犯者の初犯者に及す惡化と害毒の尠からざるものあるを語る、累犯初犯の拘禁法は現在の形式的なることも多く其徹底を期するに頗る遺憾なり、

之等の行刑上の缺陷は都鄙大小の監獄比々殆んど同一の弊あるべく、若し之が現今行刑上の共通的損失として、之を改善する國家經費の伴ふ問題として之を放棄又は緩慢にするところあらば、國家刑罰執行てふ意義ある目的より之が痛恨事たるを知らざるべからず、吾人は現在の設備の上にも猶其最善を此處に出し以て改善の理想を求めざるべからざるを信ず、敢て近時の所感を披述して云爾

○犯罪と迷信(ヘルウィツヒ著)(承前)

大阪監獄監獄醫 鈴木勇抄譯
取換兒に關する迷信(續)

ジベンビュルグ人、妖魔は或機會に乗じて自分の子と人間の幼兒とを取り換える、其妖魔は短身肥満・毛髮粗剛で、眼は圓く視力鈍く顔は廣くて老人じみ鼻は壓し附た様に扁平で、口は大きく、手足は短くて曲つてゐる、從て其子供も同様な容姿を有し談話・歩行が困難で一般に非常に短命で七八歳迄生きて居るのが最も長命である、

東プロシヤ、地下魔なる者が居て、其の頭は大きく非常に嫌らしき小奴である、好んで人間に害を加え、まだ洗禮の済まぬ小供を奪ひ去て其代りに自分の小供を置いて行く、

バーバリヤ就中イザールターレ、妖魔の作用・呪言・又は悪い目附で眺めらるること等によりて、取換兒・畸形兒・愚鈍兒等が出来る、其他妖女・魔術者怨敵者の作用によりて人間の小供が取り換へらるる、

オーベア、ファルツ、夜間に母が眠つてゐる間に惡魔が來てその小供の側に克く似てゐる小供を置いて行

くが、母が目醒した時に右側の小供を抱けばその魔兒は消失するが、是に反して左側の兒を抱く時は取り換兒が残りて何時迄も小さくて畸形兒となる。

前述の如き取換兒を豫防するために種々の手段が行はるゝが、一般に洗禮前の小供が取換へらるゝと信じて居る故に其豫防策も從て此點に特に注意せねばならぬ、然し其豫防法が悉く犯罪的である譯ではない。

低オースタリ、産婦は窓外に如何なる音がして

も、窓に近寄て外を眺めてはならぬ、

ボンメル、まだ洗禮の済まぬ小供の寢室には夜間必ずランプに點火して置く事を忘れてはならぬ、カッスーベン、初生兒の搖籃中に讃美歌書を入れて置くか、或はファテル・ウンゼア Vater Unser (祈禱の名) を唱え祈る、

東プロシヤ、洗禮の済む迄は搖籃中に一片の鋼鐵を入れて置く。

ウエンデ人、取換兒を烈しく毆打する時は取換兒は消失せて、自分の眞個の小供が歸つて來るとして、其の毆打用としては樺の木が最も適當であるとして其杖で叩くと取換兒が泣き叫ぶ聲を聞きて惡魔が森林から出て來て取換兒を取り去りて其後に眞性の人間の兒を置いて行くが其場合には戻された兒を靜かにさせて置かねば再び取り換へらるゝ恐がある、ジーベンビュルグ人、取換兒を毆打するか或は永い間絶食させると惡魔が見兼ねて取換える、小供を荊棘籬の上に坐らせて荊棘の枝で血が出る程毆打する、

東プロシヤの傳説、取換兒を屋外に於て血の出る程烈しく鞭うつと、鬼女はそれを見るに忍びずして其兒を取去りて、眞の人間の兒を返す、

西プロシヤ、「クレチン」病兒は取換兒であるとして人間と見做さず、皆から非常に虐待される、露西亞・シュレシヤ・シウワーベン・バーデン等に於ては斯の如き取換兒を免るゝには、只だ其取換兒

然し以上の如き豫防を怠るか或は其効の無かつた時には今度は積極的に進んで惡魔をして更に其取換兒を取換えさせる様に努むる、然し貧乏人に取つては此事が却て喜ばるる事がある、ツューリンゲン、取換兒を克く養育すれば、其子が成長した時には、惡魔が再び其を取換える、高フランスの二三の地方にては取換兒は其家に幸福を齎すものであつて、その兒が死ぬれば不幸を惹き起すから取換兒は殊更に念入りに注意して養育する、是等は刑法上の問題にはならぬが、豫防法或は排除法としては多くの場合に他の犯罪的手段を用ふる、殊に惡魔をして一旦取換えたる兒を再び取り戻す様にするためには、其取換兒を毆打するか飢餓に苦めるか或は其他の方法によりて虐待する、然る時には、取換兒の親であるところの惡魔は矢張り人間と同じく燒野の雉子流で其虐待を見るに忍びずして嘗て盗んだ人間の兒を返して自分の兒を取り去ると信じて居る。

を慘酷に取扱ふに限ると信じて居る、前述の如き取換兒ありと言ふ迷信のために、小兒を虐待したと言ふ有名な例がある、マンハルト氏は千八百五十年に或婦人が腦水腫に罹つて自分の小兒(四歳)を、取換兒であると迷信して大變虐待するのを見た、

千八百七十七年北米合衆國紐育市でアイerland生れの移住民が自分の兒を、取換兒又は魔兒であると信じて燒き殺した、即ち夫婦の者は其小供が何時迄も小さくて成長せぬので其は必ず取換兒であるから、眞に自分の兒を得るためには其兒を熱湯の中に投込むがよいと思ふて、其憐なる小兒が『私は魔兒ではありません、私はハンス・マホニー(其兒の名)であります』と呼んで助を乞ふにも拘らず、慘酷にも殺した、夫婦は勿論告發された、マンハルト氏は次の如き興味ある例を報告した、千八百七十二年一月十六日、オストロヴ・陪審裁判所に於て審問された事件は一寸珍しい、

ビスクビチエに住んで居る或バン焼夫が十四年來其妻と幸福に暮し五人の小供を甚だ愛育して居つた、ところが妻の姉(チエルニアクと言ふ名)が寡婦となつたので、五歳になる童兒を連れて食客になつたが、其寡婦は「自分には神様が乗り移つて居らるゝから、惡魔に魅入られて居る人を見分けるのみならず、其惡魔を驅除することも出来る」と自稱したので、彼女は巫女であると言ふて一般に世間の人から惡評されつ恐れられて居つた、彼女はその後間もなく十歳も若い自分の妹(バン焼夫の妻)を大變に感化させた、十一月の或日懺悔後の夜中に妹を大聲で呼び起したが、其時に妹は當年一歳の童兒に添寝して居つた、寡婦は叫んだ、『其兒を打て、其兒は取換兒である、其兒を叩けば惡魔はお前の眞個の兒を返して呉れる』そこで妹は姉の言ふ通りに其兒を毆打した、姉は其兒を窓際に抱いて行つて、窓外に投げ出す様な様子をしながら後に、妹に返して其兒を地上に投げ附けて、打

ち殺せと言ふた、そこで愚なる妹は革帶を以て無情にも兒を打つた、かくして居る内に、其日に葬式酒で一杯機嫌になつて眠つて居つたところのバン焼か目を醒して、驚いて初めは兒を庇護せうとしたが、彼も亦、寡婦の言に迷されて革帶で其兒を打つた、寡婦は杜松杖で叩いた、かくの如く三人がかりで、遂に其兒を打ち殺した、一緒に食客して居つた寡婦の兒が目を醒して泣きながらその屍體に近づいたところが寡婦は其を見て『彼を打て、彼は妾の兒ではない、少しも容赦するな』と叫んだ、そして又その兒をも打殺した、バン焼の妻は數週後に發狂したが彼女の夫と姉とは初から正氣であつた、妻は後悔して悉く白狀したけれども、二人は飽迄犯行を否認した、ポーセン醫務局は三人共に犯行時には責任能力が無かつた者であると鑑定した、伯林學會委員は寡婦のチエルニアクのみが犯行時に發作的爆狂に罹つて居つたので、バン焼夫婦は其際充分に責任能力を有して居つたもの

であると鑑定した、然し陪審官等は全く反對にバン焼夫婦は責任能力なく寡婦は充分に責力能力があつて彼等兩人を教唆したものであると評決した、ために兩人は無罪となり、寡婦のチエルニアクは傷害致死によりて三年の懲役に處せられブレムラウ監獄に苦役中同年五月に死亡した。

最近には斯の如き例はあまり世に知られて無いけれども、尙慘酷なる犯罪的迷信が行はれて居ることは確かである、斯の如き例に際しては只だ其責任能力の有無を云々するのみでは充分でない、其他その行爲が果して法律的に論ずる資格のあるものであるか否かを考ふる必要があるが其は實際は頗る難事である、兩親は自分の兒即ち眞の人間の兒を打つと思はずに或魔物即ち取換兒を打つと確信してかくの如き慘行を遂げたものであると言ふことをも考えねならぬ(未完)

雜

纂

○春宵獨語

霜

翰

□試驗

は僥倖にあらず、試驗を僥倖なりと云ふは受験能力を有せざる者の言のみ、勉學は年齢に關せず、支那の陳修は七十三にして狀元に及第し、蘇老泉は四十にして六經百家の說に通じ、コルバートは六十にして法律を研究し、小野道風は六十にして書道を學び、林子平は四十にして地理學を研究す、落第の非報に接して元氣を沮喪するは不可なり、年配の如何に依て研學を疎んずるは尙は不可なり、灼々たる園中の花開けは却て先づ萎み、遅々たる關畔の松鬱々として萬壑を含むとかや、宜しく壯年に在ては元氣を鼓舞し、中年に在ては大器晚成を思ひ攻學は吾人終世の事業たる

ことを忘るべからず、晉の孫康、家貧ふして油を買ふの資なく雪を積んで勉強し遂に御史大夫の官となる、車胤の螢と共に苦節を千古に傳へらるゝ、陶淵明晩年の賦に曰く盛年不重來。一日難再晨。及時可勉勵。歲月不待人。と夫れ大に學はざるべからず、偶々練習所入所試験のことあり爲めに一言す

【比喩】 格言も場合に依りては害用せらるゝ、ことあり『果報は寝て待て』と云へる諺は輕率なるものには此上もなき訓戒なりと雖も、怠惰なるものには又此上もなき口實を與ふるものなり『酒は憂を掃ふ玉筯』と稱すれど飲で亂に及び常識を逸するに於ては固より唾棄して掃き捨てざるべからず、某曰く、誤まれる教育は人をして詐らしめ、酒は人をして眞實を語らしむ、酒中に於て人の本性を認むべし、平生温厚にして酒を飲めば大に氣焰を吐きて恰も別人の觀ある人あり、氣焰あるは其本性にして温厚なるは其本性を矯めたるなり、人

多くは其平生に於て遠慮し、氣取り、僞るものなれども、酔ては遠慮せず又僞はらず、よく打解くる者なり、此點に於て酒は交際に缺くべからずと、頗る我田引水の論にして眞理保證の限りにあらず、但酒亂、泥酔、逸識の徒は勿論本問の場合に於ても亦廢棄せらるゝや言を俟たす

【戦争】 は長所を發揮するものなりと雖も亦能く缺點を暴露するものなり、戦争既に然り、人間の紛擾又其理を一にす、故に争はんと欲する者は先づ平和の神に祈願して後、徐ろに其策を樹つるを可とす、喧嘩は兩成敗にあらずして弱者の敗となるを以て現代の通則とす、命令服従の關係に於て殊に然り、扱又服従は人の美德なり、道義に服従せざるべからず、理法に服従せざるべからず、師父に服従せざるべからず、長官に服従せざるべからず、國家に服従せざるべからず、軍隊教育の長所は全く此點に存す、嚴正なる紀律の下に四人を拘禁し戒護に作業に其本能を發揮せんとす

るの士大に服膺せざるべからず

【労働】 は人性固有の本性にして一日も廢止すべからず、然れども労働を嫌ひ安逸を貪るは人生の缺點なり、此缺點が漸次養成せられ進んで浮浪の群に入り遂に犯罪の領域に立至るを状態とするを以て、嚴正なる紀律の下に拘禁し、其惡習慣を排除し、人類固有の本務たる労働を取らしめ、其労働の價值を自覺せしめ、價値の自覺に依りて趣味を生ぜしめ、趣味の生ずるところ勤勉之に伴ふとは、監獄作業に於ける要義の一半を語るものなり、蓋し職業の趣味を解することは『人が見やうが見まいが、褒めてくれやうが、くれまいが、報酬が有らうが、有るまいが、そんな事には顧着せず、自分の氣が済むまで、骨身を惜まず働くを云ふ』骨を惜まざるが故に職務に最善を盡すを得べく、内に顧みて心常に樂かるべく、人にも好かれ、又出世をも爲すべし、骨惜みするものは云ふまでもなく其反對の結論を生ずるにありて自滅を免か

れざるべし

【容貌】 餘りに上品にして其顔色柔かく、寒氣に觸れて感冒に罹り、赤飯を食し下痢を患ひ、タカデヤスターゼを坐右に置く瘦せ形の紳士は、差向き上院議員たるの骨相を備へたるものと云ふべく、顔面茶褐色を帯び、鼻下頬邊縦横、筋骨逞しく、佐々木岸柳も三舍を避け、眞柄十郎左衛門も百歩を譲る品柄が、司獄官たるの骨相に適するが如し、左れど張子房を詠みし詩人の句に、容貌婦人風骨仙、博浪一聲膽如天とあれば、英雄の骨相の如き必しも猛けしきものとは限らざるなり、秦の始皇、蜀の劉備、アレキサンダー、豐太

閣、ナポレオン、の類はナポレオンの横顔を除くの外、寫眞に依て知るを得すと雖も、穴勝骨格逞しく骨太く音味破鐘の如きとも思はれず、英雄の骨相にして既に不定なりとせば、意を骨相に用ゐず、其基礎を品性に置き、人格を養ひ威嚴を保ち其内容の充實に易むるを要す

□梅が 香や道生の小屋ものぞかるゝげに花
神に偏頗なく風流は上下を論せず古人曰く、白玉
能照三富貴家、遂不照三貧賤家、月則不然也、と然り
明月は貴賤を問はずして平等なり、貧富を論せずし
て公平なり、噫花心月意之れを以て四人に臨むべ
し、免囚を保護すべし、望むところは而已

○才子奇人と中間者

△**腦髓の缺陷** 者を云ふのである、小口末吉なる殺人犯
人を中間者であらうと鑑定した警視廳技師醫學士杉江董氏は語る
「中間者は一見したばかりでは解らない一見して氣が變だと思ひ
うな者は既に中間者の境を脱して全くの精神病者である、ちよつと
見た處では普通人と變りが無くて或る動機から急に精神病者に近
い心理狀態と更なる中間者と云ふのである、中間者の頭腦は
△**何れも健全** でなく何處かに缺陷を持つてゐて智力が
鈍く道徳的觀念が薄弱であるのを常とする、世間で彼は少し足りな
いお芽出たのだなぞと馬鹿扱いにされる白痴に近い人間に其著
しいものである、よく見かけることだが病人でもなく、さりとて達
者な人とも見へる容體の人があつた、云ふ人には中間者が多い

呼ばれる子供は得て然うした素質を有してゐるから父兄の注意を
喚起して置く、偉人は別として天才など、言はれる人も此中間者で
あることは學者の説が總て一致してゐる、小口末吉のことは豫審中
に囁するから暫く措くとして中間者が悪い發作を起すと随分慘酷
な兇行を演ずることがある神近市子なども或は
△**此中間者** であるかも知れない、全くの精神病者なら精
神病者でまた警戒の便利方法もあるが中間者は平常に於ては普通
人と變りがないので如何にもする事が出来ない、各個人の充分な注
意を望むより仕方がない云々(讀賣新聞)

○米國囚徒家族扶助法案

犯罪人を監獄に收容するが爲めに不幸なる其家族を飢餓に瀕せし
む可らずとは近世刑罰學者の一樣に唱道する處であるが今回合衆
國聯邦政府の監獄局では成る可く斯くの如き患なき方針の下に獄
制を處置するに決定し現に檢事總長(司法卿)ママス、ダブリン、カ
レゴリー氏は三つの聯邦監獄の囚徒を或一定の仕事に就かしめ其
工資所得の一部を割つてを彼等の家族に給與するの權能を國會
に求めつゝあるのである

斯くの如き制度は從來とても或州の二三市郡に例へばミネソタ州
スチルウォータ郡、ヴァージニア州、デトロイト市、ボルチモア市、
マウントヴェル郡に於て獨立的に行はれた處であるけれども何
れも監獄外の自由労働組合の抗議に遭ひて完全に其目的を達した

また驚き込むと何處までも慰いでゆく人、樂天家な
△**飛び超へて** 狂ふ許りに繰り出す人なども危險な部類
に屬する政治には兎角普通人でも然中したがるが特別に政治熱の
高い者も注意すべきで他に神佛に凝り固まる信仰家、嘔を吐くのが
常習となつてゐる者も中間者であり易い、ヒステリー患者は無論中
間者で僅かのことに直ぐと感情を波打たせ、あれ程に怒らなくて
も普通人から考へられる人間も一般に

△**注意人物** として良からう、畢竟斯様に怒り易いのは
其人の頭腦が圓満でなく不健康な箇所があるから起るのである、此
頭腦の不健康は精神病者や大酒家乃至梅毒患者の兩類から遺傳
が多い、これを先天的の原因とするならば高い所から墜落して頭を
打つたり大酒を呑んで段々頭腦を弱くしたのなぞを後天的の原
因と云へる、先天的でも後天的でも此中間者は仲々に驚ろく、
藥物治療は殆んど効果が無い中間者であるがために

△**頭痛を起し** たり眩暈を感じたりする例は澤山あるが
藥物治療は然うした時に用ゐるに頭痛、眩暈を癒して行くに過ぎ
ない、中間者は逆境に置くと身心の過勞が激しく益々心理狀態を
險惡にしてゆくから順境に置くやう心掛けてやるより仕方がない
外の兒童と變つた性格を持つてゐる子供は成長しても中間者と
なつて行くことが多いから家庭と學校とで

△**充分注意** して教育してゆく必要がある、神童なども、

ものは影かつた、然るに聯邦政府は今回斯くの如き抗議の餘地な
らしめんが爲め國家に一議案を提出したのであつて其主なる目的
は監獄内の製産物は將來之を自由市場に出すことを禁じ専ら政府
自身の使用に充てんとするのである、

囚徒の家族を補助する問題と離れて政府は又囚徒其者の身體上並
に精神上の安寧健康を謀らんが爲め成る可く彼等を一定の仕事に
就かしむるの計画を立て、居る、從來とても囚徒等は監獄内の建物
工事や埋立工事などに従事してゐたけれども是等の仕事は一時的
斷續的のものであつて其完成後は再び囚徒をして無爲に送らしむ
るの弊害があつた、最近に於てはアトランタ及びレヴェンウォール
に於ける新しき聯邦監獄の完成を告げ各都各市の囚徒の多數を之
れに收容したが囚徒の數のみ増加して彼等に或種の仕事を
與ふるの方針を案出するに非んば懶惰の氣風益々囚徒の間に蔓り
其弊害は殆んど底止する所を知らざる有様である、蓋し懶惰の氣風
ほど囚徒を毒するものはないからである、

囚徒に仕事を與ふるについて、茲に最も憂慮すべき事は監獄外の自
由労働組合が之れに對して抗議を申込む點である、これは經濟上又
は産業上から見て大に研究すべき問題である、

最初の試験的計畫は囚徒をして合衆國通信省の使用する郵便行囊
を製造せしめる事であつた、然るに通信省が一年に使用する行囊の
價格は單に二十五萬弗に過ぎないから斯る制限された品物を製
造する爲めに一のプラントを設けることは寧ろ時間と金錢の濫費

に過ぎないといふことを発見した、依て今回國會に提出した議案に伴ふ計畫としては華盛頓市に於ける合衆國各官省の使用する一切の道具を囚徒に製作せしめることとしたのである。

囚徒が其仕事に對して受くる工資の如きも未だ明細の處は規定するに至らない、此點は要するに最も重大なる問題であらうと思ふ、先づ第一に囚徒の儲けたる工資の中より彼れの監獄に於ける生活費は差引ければならぬ、次に其殘餘の果して幾部分を彼れの家族に給與すべきかは頗る困難なる問題である、蓋し其給與額が餘りに豊かなる時は往々妻をして其夫を監獄に送るを欲せしめ又は夫をして家族扶養の爲め自ら進んで監獄に入るを欲せしむるやうになるからである。

先づ最初に試験せんとする囚徒は二千五百人である、一人一日一弗を儲けるとして全囚徒一日の所得二千五百弗、一年の勞働日數三百日として七十五萬弗である、若し以上の金額の中より囚徒が彼等自身の生活費を支辨し且つ其殘餘の幾部分を家族に給與することば一方に於ては政府をして多額なる監獄費の節約を生ぜしむると同時に他方に於ては囚徒の家族等をして飢饉に瀕せざらしむるを得るのである。

以上の法案は目下華盛頓の下院に於て討議中であるからこれ以上詳細なる點は不明である何れ他日を期して更に報道することとしやう(法律新聞)

す、之を救済する根本は低能兒の似而非親心を捨てるといふ點にあると繰返し注意して置きたいのであります。

○犯罪及び出獄

(アメリカ監獄協會バイヤー氏)

吾人は過去に於ける吾人の過失と失敗とを承認し、本年は新らしき決心を以て進みたいものである、第一に地方監獄といふ到底辯護の餘地なき兇惡な制度を、いつ迄も持續することを止めねばならぬ。

目下の處、無爲怠惰の場所であり、有害な交際、墮落不徳の養成所である懲治監は、之れに代ふるに刑罰の農場を以てし、農場に勞働を強制して、懦弱の風を一洗し、又囚人を分布して、有害な交際を禁ぜねばならぬ。

犯罪亦ば監獄の問題を取扱ふに當りて、一種の首尾貫徹せる制度を採用する必要がある、そして刑事裁判所、監獄、懲治場、感化院警察等の仕事を連絡し、以て目的と勢力とを統一し、犯罪者を社會に適應せしめねばならぬ。

習慣犯罪者を只監獄に吾人の刑罰場裡に塊り付かしめる弊害を救ふ爲め、彼等に不定期刑を宣告し、秩序ある刑罰農場の感化的境遇に置き、再び罪を重ねまじき決意と能力とを與ふるやうに訓練せねばならぬ。

併し無資格にして危険な人物を、早く社會に送り返すことは不可である、不良少年少女を、彼等が罪に法定成年に達したからして、

○盜癖ある兒童の學校

(折角の思ひ立ちも入學者絶無)

帝國小學校長 西山 哲 治氏談

私は低能兒教育に就いて以前から種々研究を重ねて居ります、彼等は普通兒童と機を共にし、自分だけには何もわからないのに四十分も長い間を只ぼかんと謹んで見てゐる事のごんなに苦しいかなが、ついででせう、低能兒の特別學級などを編制してこれらの不幸な子供を救済し、彼等に適合した特別の教育をしやうとしても第一その低能兒の父母が之を喜ばないといふのが日本目下の現状であります、薄馬鹿といふ烙印を捺される事は親として誠に忍びない、低能兒學校の優等生よりもお情で普通の學校を借りて進級する方が望むといふのが世間の親心であります、西洋の都會である教育家が兒童を研究して百人中少くも十五名以上は盜癖があるを信じ、これに特殊な教育を施す爲めの學校が必要であるとの考へから設立を計畫し之を發表した迄はよかつたが、さて此の「手癖の悪い子供の小學校」へ入學志願者は驚くべし絶無であつたさうです、日本に於ける低能兒教育の學級、設立は主として

父母の蒙を啓かなければとても達し得られるものでありません、普通の子供と一緒に教育は低能兒達の不幸ばかりではありません、一學級にて低能兒が一、二名加はつてゐた爲に教師の手加減もちがひ却て他の普通の子供にも多少の影響を及ぼすやうな事がありません。

溢りに社會に追出してはならぬ、満二十一歳の誕生日が来たとは彼等が一般人民に豫期する如き智慧を得、克己の力を得たことを示さず、又突然心情の變化を來した事を必ずしも示すものではない、且又心的に缺陷ある者を、犯罪者の拘束又は感化の目的に達した制度の中に來らしめてはならぬ、彼等は正確に他と類別して、之に適應する設備のうちに置くべきである(入道)

○女性犯罪者と感化力に就て

櫻井 革 聲

女性犯罪に對する研究論は比年社會を騒動せしむるものあり然れども二三特殊の者を除き吾人は一般的女囚の上に就て觀察する所あらんとす

最近の月表に徴し女性の犯行として最も多き罪質は例に依り竊盜とし其數八百有餘名に上り放火之れに次いで二百四十餘名を算し其他一百人以上に位せる刑法犯は殺人、嬰兒殺、詐欺恐喝等に在るが如し而かも昨年末の現在として受刑者總計一千八百七十四人に達し更に其三分の一は累犯罪者た

るを見るべく尙ほ殆んど其全數は二十歳以上の者のみとするときは其罪質より察し將た年齢より推して矯正感化の特に必須なるは勿論又之れが指導善誘の施設方法に於て最も至難の事情あるを諒察せずんばあらざるなり

而して女囚化導の重任を負ふ者は勿論其機關具備すと雖も常住坐臥之れに直接して身心の戒飭安慰を司掌する者は女監取締是れなり故に罪囚の性情を熟知する者は本吏員にして彼等が胸底の秘密所謂公言を憚る情苦の一切をも機に觸れ時に應じて慈懇を耳する者は又該官吏なり固より戒護上見聞する事項は細大なく上司に報告して遺漏なくらしむるは職務上當然の事態たれば女監取締の職責として視聽に留むる所を更らに幹部吏員に移すや間斷休止の違なきは其所なりと雖も上司は情報を案じて正邪淑慝を察するに止まり本吏員は直近親接して其心理を審にし其性行を知るや決して他人の企及する能はざる所にして此點に於て本官吏は

も割き得んやと是れ一面に於て大に斟酌せざるべからざる所にして地位境遇より推度して諸姉の苦衷も亦大なるものあらん然れども時間に餘裕ある人必しも徳を成し材を達せるにあらず螢雪力行遂に盛名を博し事業に貢獻せる者古來其人に乏しからずと豈思はざるべけんや嘗て聞く女監取締中學徳兼備の閨秀渺ならずと是れ吾人の精益求精ならんことを庶幾する所以なり

試に思ひ女性に多數の犯行を占むる竊盜罪に就ても幾多の動機を含み又は如何なる境遇事情より出でしやを蓋し千態萬狀模捉し能はざる幻影怪象の潜在するあるを以て刑囚其人の人格性情及び生活狀態等に依り特種の觀察を遂げ以て善導美化の眞髓を研數するの覺悟を要するや勿論なりとす此他放火犯に於ける心理の多様なる墮胎及嬰兒殺の犯跡に依り其匪行の由來する所を討尋し翻然として猛省歸善の實を舉げしめんと欲するや決して尋常の手段に依り皮相の觀察を爲し能事畢れりとする

女囚の良師友たるべく又慈母仁姉と稱すべきや敢て多言を要せざるべし於此乎吾人は女囚を良化し善導するの大任を全ふする者は實に本官吏の責務にして啓誘感化の効果を遂成するも又其掌裡に存するを以て學理に實際に益研鑽撓むことなく斯道の爲めに一層の努力を望むと同時に諸姉は地位に關せず待遇を論せず須らく向上の方途に其鍼指を撰ふべきを懇足して囑頼する所以なり

然りと雖も多數の罪囚を監視して心理を穿ち性情を究めんと欲するや單に常識の判斷のみにては到底其正鵠を得べきにあらざるを以て即ち秩序的に修養の歩を進め一日一事を學び一夜一章を讀むも徳を積み行を勵むに於て決して遅々たるを嘆せざるなり唯或は言はん日勤に夜警に所定の職務を果し公退するや内外の雜事は山積して殆んど少憩の寸暇をも有せず針帶に濯濯に育児接客中饋の細に至るまで營々として之れが銜路に立たざるべからず夫れ將た何の暇か書に對し學に勤むるの寸陰を

者の到底夢見する能はざる所たるや敢て吾人の贅舌を要せざるべし

蓋し監獄官練習所の設備經營は司獄官養成に在りて殆んど三十年間假りに興廢の跡を存するも大に獄務の伸展を翼賛して今日あるを致せるも女囚取扱者に關する是等の施設は嘗て當路者の案議に上らざるが如きは頗る遺憾なるも是れ異性者に對する直接の戒護を司らしむるを以て上乘なりと見做したる獄政家の意嚮と且つ女囚の數に照らし之れが分付を調節せる吏員の數も勿論多からざるを以て訓練教養の策を講せざる等諸種の因由あるが如きも苟くも志の存するあらば鑽仰琢磨の道は往くとして之れあらざるはなし

見よ歐洲大戰の教訓は後方勤務として女子が國家に多大の貢獻を致せるを更らに英米等に於ける女流間議政壇上に纖手を揮はんとするが如き者あり其他操觚者となり辯護士となり凡そ一枝の形管克く社會的樞要の部に躍動するが如き彼れに在て

◎注意◎

囚徒免業ノ件

一 本年四月十一日行ハセラルヘキ昭憲
皇太后ノ三年式年祭ハ皇室祭祀令第
九條ノ大祭ニ該當スルヲ以テ當日ハ
監獄法第二十五條第一項ニ依リ在監
者ノ就業ヲ免スヘキモノトス

法人登記ノ件

一 財團法人ノ理事交迭シタルトキハ民
法第四十六條第二項ニ依一週間内ニ
其變更ノ登記ヲ爲スヲ要ス之ヲ怠ル
トキハ同法第八十四條ニ依法人ノ理
事ハ過料ニ處セラル地方ノ保護會中
往々登記懈怠ノコトアリ此ニ注意ス

は既に尋常の事態なりとす然れども吾人は一概に
彼を引て此を律する不倫の言語を放つものに非ず
要は女囚の收釋送迎に歲月を去來せしむるのみを
以て足れりとせず進んで彼等罪囚の性向心意の蘊
底を剖鑿して個性の清濁明暗を探究し以て良化善
誘の資料を索抽するは想ふに女囚看守者の取るべ
き永久的事業にして亦向上的最先の歷程なるなか
らず

吾人は嘗て本誌に於て女囚戒護者に對する希望の
二三を録述する所ありき而かも該吏員の勵精尋常
ならざるものありて追年減囚の氣運を齎したる
は斯業の爲め賀する所たるも更らに進境一番彼の
發作的偶然犯者を悔恨せしめ又慣行的常習犯人を
絶滅するの策を細心討究せざるべからず蓋し議論
として吾人は斯くの如く不律を驅るゝ雖も之を實
際に望むこと容易ならざるを認識すると同時に女
囚取扱者に對する一般の冷視的態度に付き深く警
省を促がす云爾

○二月十九日より三日間宮城監獄に於て施行せる
宮城控訴院管内に於ける看守長任用試験に合格せ
る者の氏名左の如し

部長 佐久間勝治(山形)	部長 佐藤久次郎(山形)
部長 小林 利吉(秋田)	部長 根田 兼治(宮城)
部長 關 直衛(宮城)	部長 熊谷熊次郎(盛岡)
部長 齋藤 文蔵(福島)	看守 神 俊三(青森)
看守 伊藤 菊治(福島)	部長 阿部 年吉(宮城)

○在監者被服の染料に就て 松山監獄に於ける

在監者被服の染料は從來赭色には赭皮エキスを使
用し來りたるも歐洲戰亂の影響として染料の價格
著しく騰貴せしにより他に適當の代用品を要すべ
く種々研究の結果左記染料を採用することとせり
此方法によれば染法簡易にして染み付き堅牢水洗
するも容易に褪色せず加之價格の低廉なる一反僅
か九錢六厘餘に過ぎざる點に於ては稍成功に近き
を信じ居れり其染法の概要を掲ぐれば左の如し

一 諸色 (百反の染料但二丈八尺一反)
染料 數量 壹貫匁價格 價格
和製アラオン 六十七匁 五六・二五〇 三・七六九

同 ガレンジ	六十七匁	五六・二五〇	三・七六九
五倍子	八百匁	二・四七〇	一・九七六
洗曹達	二百五十匁	〇・四〇〇	〇・一〇〇
計			九・六一四

百反に要する綿糸の目方

堅十六番	(松山紡織)	七貫五百匁
横十四番	(同 上)	八貫五百七十二匁
計		十六貫七十二匁

染法(綿糸一玉即壹貫二百匁の染方)

一 綿糸壹貫二百匁を洗曹達十五匁の溶液に浸し約
三十分間煮沸後水洗し五倍子六十匁を水三斗に
溶解せる液に浸すこと十時間以上にして絞り上
げ暫時乾燥(半乾燥)して後再び水洗して絞り上
げ次に和製アラオン及オレンヂ各五匁を各別の
容器に水一升中に入れ文火にて絶えず攪拌し煮
沸溶解せしむ而て別に糸一玉を四回に分ち染色
器(長二尺巾一尺八寸深さ一尺九寸位)を設け之
に水三斗を容れ染め上げ迄攝氏四五十度の温度
を保たしめ之に溶解せる和製アラオン及オレン
ヂを四回に分ち混和して染め上げ水洗乾燥す其

A black and white illustration of a stork standing on its long legs. It has a long, straight neck and a long beak. In its beak, it holds a bundle, which appears to be a bundle of sticks or a small nest. The stork is facing left. The illustration is simple and stylized, with some cross-hatching for shading on its body.

○刑事被告人の頓死 徳島監獄在監強盗殺人事件被告人山田信造は二月二十七日午後四時二十分頃房内にて嘔嗽中突然仰臥苦悶し始めたるより直ちに手當を加へたるも効果なく四時四十分頃死亡せり死因は腦栓症の疑ありと

福田 亮 菅原清次郎 仁科 正枝 小橋川昭慶
 武田 慧安 増子 賢慧 鈴木喜一郎 梶田 一郎
 杉本延太郎 河野 純孝 小池 博道 秋田 金吉
 大松松太郎 山下久一郎 淺田 廣輔 柴田 吉藏
 五十嵐又男 杉谷 繁一 林 定弘 羽柴瑪之助
 安立 龜治 鈴木猪四郎 重松 招雪 秋山辯次郎
 松田 正壽 上田茂登治 中村興四郎 齋藤 敬二
 黒田源太郎 澤渡藤太郎 藤井 惠昭 半澤元三郎
 藤井 藤藏 瀧藤 義三 扇谷 興三 磐井 宗成
 大高安右衛門 島田 榮造 田中淺次郎 堀尾岩太郎
 橋本 仙助 大町 武 遠坂仁三郎 小菅 常造
 鈴木 喜治 中島 謙藏 鈴木 秀雄 荒木 純人
 木村 眞吉 田中 銀六 七戸 大助 林崎金五郎
 松島信太郎 野手甚之助 加藤 泰忠 川口 幸吉
 眞野田鑑太郎 雜賀 廣吉 森 元祐 河西 博文
 高橋修二郎 白井 勇松 北島 冥吉 坪井 直彦
 野口 謹造 有馬四郎助 横田 國臣 谷田 三郎

○贈與金

二月十五日附を以て元東京監獄小野寺輝雄氏外三十一名に對し會則第十一條第一項第三號及び第五號に依り參圓以上拾五圓迄の金圓を贈與せり

○監獄官練習所の開所

第九回監獄官練習所は本月一日を以て其開所式を舉行せり當日の來會者は東京所在四監獄典獄北島主事等にして午前九時三十分席定まるや谷田練習所長は生徒一同に對し懇款なる訓示を與へられ終て練習生寄宿舎幹事野口典獄の宿舍出入其他に關し心得方を口達せられ次に北島主事より講堂控室等に於ける遵守事項に付き注意する所あり斯くて式は正午を以て終り所長始め來會者一同別室に於て晝餐を共にし夫々退出ありたり左に授業科目講師並に練習生の氏名を掲ぐ

第九回監獄官練習所授業科目授業時間

受持科目 時間 度數 講 師
 監 獄 法 四時間 二回 大審院判事 谷野 格
 刑法第一編(第七章以下) 二時間 一回 司法大臣秘書 原 夫次郎
 刑法第二編 四時間 二回 司法省參事官 山岡萬之助
 司法省參事官 ドクトル・ユリス

刑部	至第三編第二章	二時間 一回	大審院檢事 林 賴三郎	看守 渡部 庚太	小菅 義親	看守 小澤 義親
刑部	刑部訴訟法第三編第三章以下	四時間 二回	司法省參事官 宮城長五郎	看守長 花田立田枝	集鴨	看守 遠藤 作馬
刑部	刑部訴訟法第三編第三章以下	二時間 一回	大審院判事 泉二 新熊	看守長 生田 一雄	豊多摩	看守 鈴木喜一郎
刑部	刑部訴訟法第三編第三章以下	二時間 一回	大審院判事 泉二 新熊	看守長 小野 喬一	横濱	看守 中濱玄三郎
刑部	刑部訴訟法第三編第三章以下	二時間 一回	大審院判事 泉二 新熊	看守長 津久井作司	浦和	看守 小澤 藤藏
刑部	刑部訴訟法第三編第三章以下	二時間 一回	大審院判事 泉二 新熊	看守長 吉岡 修三	千葉	看守 大島市三郎
刑部	刑部訴訟法第三編第三章以下	二時間 一回	大審院判事 泉二 新熊	看守長 加藤庄一郎	宇都宮	看守 波邊 清次
刑部	刑部訴訟法第三編第三章以下	二時間 一回	大審院判事 泉二 新熊	看守長 菊地 外吉	静岡	看守長 小林 一郎
刑部	刑部訴訟法第三編第三章以下	二時間 一回	大審院判事 泉二 新熊	看守長 井上 謙治	安濃津	看守 高橋吉太郎
刑部	刑部訴訟法第三編第三章以下	二時間 一回	大審院判事 泉二 新熊	看守長 高井長之盛	岐阜	看守 北村 久則
刑部	刑部訴訟法第三編第三章以下	二時間 一回	大審院判事 泉二 新熊	看守長 岡部清四郎	福島	看守 根田 兼治
刑部	刑部訴訟法第三編第三章以下	二時間 一回	大審院判事 泉二 新熊	看守長 朝岡 晴光	山形	看守 田澤 繁雄
刑部	刑部訴訟法第三編第三章以下	二時間 一回	大審院判事 泉二 新熊	看守長 相澤 金治	秋田	看守 赤林 市郎
刑部	刑部訴訟法第三編第三章以下	二時間 一回	大審院判事 泉二 新熊	看守長 西田精太郎	青森	看守 印南 眞一
刑部	刑部訴訟法第三編第三章以下	二時間 一回	大審院判事 泉二 新熊	看守長 山中 鉄一	大阪	看守 林 秀俊
刑部	刑部訴訟法第三編第三章以下	二時間 一回	大審院判事 泉二 新熊	看守長 長谷川清十郎	大阪	看守長 森田 信平
刑部	刑部訴訟法第三編第三章以下	二時間 一回	大審院判事 泉二 新熊	看守長 堀内 新一	和歌山	看守長 前田 寛一
刑部	刑部訴訟法第三編第三章以下	二時間 一回	大審院判事 泉二 新熊	看守長 高谷阿定樓	神戸	看守長 岡田重太郎
刑部	刑部訴訟法第三編第三章以下	二時間 一回	大審院判事 泉二 新熊	看守長 河上 標	廣島	看守長 山崎 壽馬
刑部	刑部訴訟法第三編第三章以下	二時間 一回	大審院判事 泉二 新熊	看守長 鹽見 市郎	山口	看守長 山根金一郎
刑部	刑部訴訟法第三編第三章以下	二時間 一回	大審院判事 泉二 新熊	看守長 中山 正衛	松江	看守 福永 有文
刑部	刑部訴訟法第三編第三章以下	二時間 一回	大審院判事 泉二 新熊	看守長 藤澤 清	高松	看守 中矢 藤美
刑部	刑部訴訟法第三編第三章以下	二時間 一回	大審院判事 泉二 新熊	看守長 藤澤 清	高松	看守 中矢 藤美

第九回監獄官練習所入所生氏名

官名 氏名 監獄別 官名 氏名 監獄別
 部長 柴内 春治 東京 看守 多治比宗興 東京

看守 岡本 幸次 高知
 部長 榮田 彌三 長崎
 看守 緒方 安章 福岡
 看守 長 柳田 勘四郎 大分
 看守 川上 勝馬 熊本
 看守 山中吉之助 鹿兒島
 看守 岩崎 碌剛 函館
 部長 齋藤 保 樽戶
 部長 小泉 強 網走
 看守 關 勝彌 光州
 看守 水町 忠三 公州
 看守 岡田 佐平 臺中
 監吏 村上 古三郎 關東
 教諭師 日下 智性 本派神戶
 教諭師 長原 智輝 本派長野
 教諭師 西城 了誓 本派奈良
 教諭師 木村 昭昭 大谷 派東鴨
 教諭師 佐藤 季三 津太
 △印ハ總講生ナリ

看守 阪本 三郎 三池
 看守 野崎 長雄 長崎
 看守 原田 忠吉 福岡
 看守 長 大原 虎夫 佐賀
 看守 下川 彌八 宮崎
 看守 徳田 安温 沖繩
 看守 三輪 真保 札幌
 看守 長 高橋 佐一郎 十勝
 看守 長 片岡 權藏 西大門
 看守 長 村上 一郎 平壤
 看守 田上 龜 西大門
 部長 熊野 太三郎 臺北
 教諭師 本多 義圓 本派三池
 教諭師 小川 啓亮 本派長野
 教諭師 廣 三乘 本派大分
 教諭師 藤井 智鑑 大谷 派函館
 教諭師 松崎 慈泰 眞言千葉
 △教諭師 小丸 源左 工門 小田原

○會報發行

輔成會に於ては愈本月十八日會報第一號を發行せ

司法省監獄公文

○監内第一五四號 大正六年二月二十六日監獄
 二月二十一日大監發第二二九號ヲ以テ他監獄ヨリ
 移監ヲ受ケタル受刑者ノ乙號行狀錄審査期ニ關シ
 疑義ノ廉御問合相成候處右ハ甲說ノ通り移監ニ依
 リ收容シタルトキヨリ六月毎ニ審査スルヲ相當ト
 思考致候此段及回答候也

○大監發第二二九號 (分監獄照會監獄局長宛)
 受刑者ノ行狀ハ入監後六月毎ニ審査スヘキ規定ニ
 有之候處右規定期間ノ中途ニ於テ甲監獄ヨリ乙監
 獄ニ移監セシ場合其審査期ニ關シ甲乙兩說有之甲
 說ハ乙監獄ニ移監時ヨリ起算シ六月毎ニ審査スヘ
 キモノナリトシ乙說ハ甲監獄在監期間ト乙監獄移
 監後ノ期間トヲ合シ六月ニ達セシトキ之ヲ審査ス
 ヘキモノナリトシ何レカ正解ナリヤ聊カ疑義ニ涉
 リ候間何分ノ御意見承知致度此段及御照會候也。

○司法省會甲第四五八號

大正六年二月二十二日巢發第二五〇號上申物品出
簿記帳方ノ件認可ス

大正六年三月七日

司法大臣 松室 致

(別紙)

○巢發第二五〇號 (大正六年二月二十二日司法)
大臣宛巢發監獄典獄上申

物品出納簿記帳方ノ義ニ付上申

監獄會計事務章程第九十八條第一號物品出納簿第
 二十七書式甲丙號所在區別欄ハ單ニ出納セシ其ノ
 數ヲノミ記帳シ現在數ヲ表記セサルコトニ相成居
 候爲メ品種ノ夥多ニシテ出納ノ頻繁ナル當監ノ如
 キニ於テハ一見現在數ヲ知悉スルコト容易ナラス
 整理上不便且ツ手數ヲ要シ候ニ付別紙ノ通差引シ
 タル現在數ヲ表記スル事ニ致シ度候條御認可相成
 度此段上申候也

追テ御認可ノ上ハ來ル四月一日ヨリ施行致度副
申候也

所 在 區 別								在 庫
何々	何々	何々	何々	何々	何々	何々	何々	
20	30	15	10	10				65
								115
25		18	12					105
22		17						109
								105
								103
								109
								101
								99
	32							

(△印ハ朱書) 稿 子 脚

年 月 日	摘 要	番 號	受	拂	残
年 四	一 舊帳ヨリ繰越		150		150
	三 何某ヨリ購入	自何號 至何號	50		200
	五 何某外何人へ十脚供用				
	△' 何某外何人ヨリ四脚返還	何號及 自何號 至何號			
八 十	五 賣却			4	196
	一 何分監分任物品會計官吏何 某へ上拂渡			2	194
	十五 何某ヨリ受入		6		200
年 三 六	十 棄却			8	192
	四 何某へ 二脚供用				

左記會計法規解説ハ司法省會計課員ノ談ナリ
 ○内國旅費規則第九條ニ所謂遠距離ノ解釋
 内國旅費規則第九條ニ依レハ在勤廳所在地ノ市區
 町村内ノ出張ニシテ遠距離ニ涉ルトキハ定額半額
 以內ノ日當ヲ支給スルコトヲ得トアリ右ニ所謂遠
 距離ノ程度ハ仕拂命令官ノ認定ニ依ルヘキモノト
 ス

○休職者ト免官ノ許否

文官分限令ニ依リ休職ヲ命セラレタル者疾病ニ罹
 リ其職ニ堪ヘサルニ因リ免官ヲ願出タルトキハ文
 官分限令第三條第一項第二號前段ニ準シ之ヲ許ル
 サルコトヲ得ルモノトス(明治三十二年司法省
 職秘第二九二〇號通牒第四項參照)

○文官ノ進退及俸給ニ關スル法規中年數計算方
 文官ノ進退及俸給ノ増減ニ關スル法規中年數ヲ標
 準ト爲スモノニ付テハ特別ノ規定アルモノヲ除ク
 ノ外其計算ハ凡テ日數ニ依ルヘキモノトス(明治
 二十五年内閣達第一八號通牒參照)

監獄協會編輯纂

再版

改善 實話 望見めたる友

菊版裝釘高雅
紙數二百六十餘頁
定價金五十錢
稅郵金 八 錢

本書ハ出獄者ノ眞心悔悟セルモノニ就キ其犯罪ノ徑路改悛ノ動機ヲ詳叙シタル
 モノニシテ收ムルトコロ三十餘篇能ク現代人心ノ歸趨社會ノ實狀ヲ描寫ス、章
 句洗練、行文流麗、囚人看讀用トシテ出版セシモノナリト雖モ刑事學社會學心
 理學ニ在テモ偉大ノ研究資料タルコト勿論ナレハ **司獄官判檢事辯護**
士諸氏 乃至一般社會教化ニ留意スル士ニ於テモ有益ニシテ趣味アリ座右一
 日モ缺クヘカラサル文籍タルヲ疑ハス仍テ之レヲ推獎ス

發行所

東京市麴町區西日比谷町一番地

監獄協會

電話新橋一三六八番※振替東京二五〇五九番

監獄局長谷田三郎君講述

免囚保護事業に就て

實費金貳拾錢
を以て頒つ

本書は免囚保護事業の理論竝に歐洲の先進國に於ける斯業發達の徑路と現時の執務狀態を述べたるものにして所說簡明要約以て斯業の大體を知るに足るべき唯一の教科書なり而して今や免囚保護の必要漸く社會に認識せられ又數回の恩赦に依て多數の免囚を出し益世人の注意を喚起するに至れり而かも我國從來此種の事業を説明せる書籍に乏しかりき是を以て本會は曩に講者の承諾を得て上梓せる増刷の餘部あるを以て希望者に頒たんとす

財團 法人 輔成會

前司法大臣
尾崎行雄閣下題
監獄局長
谷田三郎閣下序

宮城監獄教務主任
尾原靜乘師著

好評
忽ち再版

新時代の人格

四六版四百餘頁 特價六拾五錢 郵稅八錢

本書は著者が多年布教使として、教師として、變遷極まりなき世態人情を觀察し犀利なる眼光と深厚なる信念を以て、實地に啓蒙誘掖せられ、聽者をして大いに感動を與へ、實績を取められたる、實地活用的修養談なり。

【内容】新時代とは何ぞや—人格とは何ぞや—性格の變化—相貌—服裝—言語—禮式—常識—趣味—宗教—自己に就いて—家庭に就いて—社交に就いて—奉公に就いて—人生の終歸—皇室—佛教—安心—立命—信心爲本—報恩主義—職業的討死—等全篇十七章、百餘節、古今の事實談、故事訓話等の斬新なる實例を示す本書は實に内容豊富なる修養書なり。

通俗平易なる模範修養書

何れも精神修養の好書

井上奥靈師著
▼二諦修養教談 定價廿六錢 送料六錢
▼青年修養教談 定價廿八錢 送料六錢
▼婦人修養教談 定價廿八錢 送料六錢

黑瀬知圓師著
▼佛の心と親心 四六版 定價七拾錢 送料八錢

雲山龍珠師著
▼信仰說話 三六版 定價七拾五錢 送料八錢

藥師寺晃照著
▼二諦妙旨談 四六版 定價六拾五錢 送料八錢

勸學士二名師
▼現代眞宗勸學法話 三六版 定價八拾五錢 送料八錢

西谷順警師著
▼教行信證講話 上菊 定價一圓廿錢 送料八錢

羽漢了師著
▼阿彌佛の信仰 上菊 定價一圓三月 送料八錢

發行所 京都市油小路御前通上ル 振替大阪一〇八一五番 電話下二六六七番 興教書院

會費ヲ振替貯金へ拂込マル、
場合ノ注意

口座
番號
東京貳五〇五九番

加入者
氏名

監獄協會

大正六年三月二十日發行

(定價金拾貳錢)

發行所
東京市麻布區新網町一丁目廿二番地
北島良吉

印刷人
東京市四谷區愛住町二番地
磯村政富

印刷所
東京市麹町區下六番町十七番地
同勞舍

發行所
東京市麹町區四日比谷町壹番地
電話新橋壹六八番

發行所
東京市四谷區愛住町二番地
監獄協會

賣捌所
東京市四谷區愛住町二番地
東京書院